



令和元年度

第6回 定時社員総会



日時：令和元年年6月23日（日）13：30～
場所：東京都千代田区 如水会館

一般社団法人 全麺協

一般社団法人 全麵協 第6回定時社員総会

次 第

開 会

理事長挨拶

表 彰 SOBA MEISTER 認証

感謝状贈呈

議長選出

議 事

第1号議案 平成30年度(一社)全麵協事業報告(案) 2 ページ

第2号議案 平成30年度(一社)全麵協決算報告(案)・監査報告 . . 17 ページ

第3号議案 令和元年度(一社)全麵協事業計画(案) 24 ページ

第4号議案 令和元年度(一社)全麵協予算(案) 34 ページ

第5号議案 その他

議事終了

閉 会

添付資料

・定 款 36 ページ

・素人そば打ち段位認定制度基本要綱 44 ページ

・素人そば打ち段位認定制度審査基準規程 50 ページ

・素人そば打ち段位認定制度 認定審査員規程 56 ページ

・素人そば打ち段位認定制度全国認定会実施細則 59 ページ

・素人そば打ち段位認定 技能審査チェック項目、補足説明 63 ページ

・研修センター使用状況 66 ページ

・平成30年度 SOBA MEISTER 認証者名簿 68 ページ

・会員名簿 71 ページ

・本部、支部事務局住所 77 ページ

第1号議案 一般社団法人 全麺協 平成30年度 事業報告(案)

I 会議関係

○ 総会

第5回定時社員総会

平成30年5月13日(日) 如水会館 (東京都千代田区)

○ 理事会

第1回

日時：平成30年5月13日(日)11時～12時

場所：如水会館1階 如水コンファレンス

報告事項

(1) 事務局

- ① 入退会承認
- ② 第5回定時社員総会について
- ③ 役員傷害保険について

④ その他

(2) 段位普及部 高段位認定会受験者に対する研修会の開催日程について
議 題

(1) 事務局

- ① 本部認証道場の開設について
- ② 次期総会について 次年度から6月開催を了承。
- ③ 30年度理事会日程について

第2回

日時：平成30年5月13日(日)15時～15時30分

場所：如水会館1階 如水コンファレンス

議題 理事長、副理事長の互選並びに理事の職務分担 以下の通り決定

第3回

日時：平成29年6月14(木)13時30分～15時30分

場所：麺業会館4階会議室

報告事項

(1) 事務局

- ① 役員改選登記の完了
- ② 理事会確認事項
- ③ 入退会承認
- ④ 全麺協スマホアプリ 会員証デザイン変更
- ⑤ 部認証道場開設物件について

- (2) 広報渉外部 第1回そば検定制度検討委員会報告
- (3) 地域振興部 北東北地域視察報告
- (4) 段位認定部
 - ① 30年度全国認定会予定
 - ② 中学生そば打ち体験教室(30年6月8日 公文国際学園)
- (5) 段位普及部 そば打ち技術研修指導要点について

議 題

事務局

次期総会について 31年6月15日(土) 決定

30年度理事会日程について

監事 監事監査規定(案)提示

第4回

日 時：平成30年11月15日(木)13時30分～17時00分

場 所：全麵協研修センター(台東区西浅草2-8-10フジコービル5階)

報告事項

(1) 事務局

- ① 入退会承認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- ② 決算途中経過報告・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) 広報渉外部

- ① 会報7号関係
- ② 全国青年大会

(3) 地域振興部

- ① 第2回モンゴルそば祭り

(4) 段位認定部

- ① 30年度全国認定会日程について
- ② 専門チーム会議報告

(5) 段位普及部 各支部 技術研修会について

議 題

(1) 事務局

- ① 研修センター 利用規則、利用案内について
- ② 研修センター寄附金募集について

(2) 段位認定部

- ① 平成31年度からの四段位認定会について
- ② 全麵協一般公開そば講座と段位認定講習会の開催

(3) その他

- ① 支部の改編について
- ② 30年度理事会日程について
- ③ 東日本支部そば博覧会について

第5回

日 時：平成31年3月7日(木)13時30分～17時

場 所：全麵協研修センター（台東区西浅草 2-8-10 フジコービル 5 階）

報告事項

- (1) 事務局（藤間）
 - ① 入退会承認
 - ② 決算途中経過報告
 - ③ 研修センター寄附金募集について
- (2) 広報渉外部
 - ① 日本青年団との連携について
- (3) 地域振興部
 - ① 八幡平市におけるそば会の開催
 - ② 台湾彰化懸における国際交流活動
 - ③ 沖縄県大宜味村の日本一早いそばまつり支援
- (4) 段位認定部
 - ① 平成 30 年度全国認定会開催結果
 - ② 専門チーム員会議開催報告
 - ③ 全麵協素人そば打ち段位認定制度諸規程改正について
 - ④ 専門チーム会議報告
- (5) 段位普及部
 - ① 各支部技術研修会について

議 題

- (1) 事務局
 - ① 平成 31 年度全麵協事業の基本方針、重点方策について
 - ② 平成 31 年度予算案について
 - ③ 平成 31 年度全麵協事業計画案について
- (2) 段位認定部
 - ① 平成 31 年度段位認定会について
 - ② 特任審査員および全国審査員の任用について
- (3) 段位普及部
 - ① 平成 31 年度技術研修会の開催について
 - ② 研修センターの活用について
- (4) その他
 - ① 支部の改編について
 - ② 全麵協段位認定会審査員謝礼規程の廃止について
 - ③ 次回理事会日程について
 - ④ 31 年度総会日程について

○ 執行役員会

第 1 回

日 時 平成 30 年 8 月 24 日(金)14 時 30 分～17 時

場 所：全麵協研修センター

第 2 回

日 時 平成 30 年 12 月 17 日(月)15 時 00 分～17 時

場 所：全麵協研修センター

第3回

日 時 平成31年4月4日(木)14時00分～17時

場 所：全麵協研修センター

第4回

日 時 令和元年5月16日(木)15時00分～17時

場 所：全麵協研修センター

○ 委員会

第1回 支部改編委員会

日 時：平成31年1月18日(金)14時00分～17時

場 所：全麵協研修センター

第2回 支部改編委員会

日 時：平成31年3月6日(金)14時00分～17時

場 所：全麵協研修センター

第1回 そば検定検討委員会

日 時：平成30年5月14日(月)13時30分～17時

場 所：日麵連4階会議室

第2回 そば検定検討委員会

日 時：平成30年7月11日(水)14時00分～17時

場 所：(一財)地域創造 会議室

第1回 専門チーム会議

日 時：平成30年8月26日(月)14時00分～17時

場 所：全麵協研修センター

第2回 専門チーム会議

日 時：平成31年2月11日(月)14時00分～17時

場 所：全麵協研修センター

II 総括

平成30年度は、旧全麺協が発足してから26年、法人化されてから5年が経過して会員の皆様のご努力により、基幹事業である素人そば打ち段位認定制度も完成度を高め段位認定者は14,500人を超えるまでに拡大してきており、社会的評価は高まり広く多くの人に認知されるまでに成長してきました。しかしながら、段位認定者の高齢化、地域的偏在、個人会員の加入率低迷等の課題や地域振興を目指す組織としてはまだ十分にその機能を発揮できていないところもあり、それらの問題点を克服するために、年度当初設定した重点方策に基づき積極果敢に諸事業を推進してきました。

平成30年度は、事業計画に基づき各部の報告の通り基幹事業の素人そば打ち段位認定制度による認定会開催はじめ諸事業はおおむね順調に実行されました。

特筆すべき事業としては9月に全麺協の中心的活動拠点として東京都心に全麺協研修センターを設置したこと、段位認定者の空白地域である沖縄県、鹿児島県、岩手県、秋田県の現地に赴き積極的な全麺協の啓発活動や段位認定への参加勧奨活動を展開したところ、全麺協の趣旨や事業の理解度が高まり参画する兆しを萌芽させることができたこと、さらに、今までの海外研修は、年度単位の一過性的なものであったが、平成30年度はモンゴル国に一昨年に引続いてのそばによる交流を図ったところ、相互の信頼関係が醸成され、継続しての事業として確立できたことなど従来からの事業を踏まえつつさらに踏み込んだ新しい感覚での事業を展開することができました。

ただ、組織的には未だ未整備のところもあり、情報の正確な伝達が徹底されていないなど本部と支部との間で一部良好な連携が図れなかったという課題を残すところもあり、今後検討を要する事項もありました。

III 各部報告

【事務局】

『総務担当』

1. 総会、理事会、行事予定の適正な管理と執行
2. 正会員入会の勧奨推進
3. 第12回海外そば産地視察・交流事業の企画とその諸準備
 - ・第2回モンゴルにおけるそば祭りへの参加(9月初旬から中旬)
4. 各支部との関係強化
 - ・会費徴収支部手数料の適正な査定と交付
 - ・各支部主催「そば大学」の指導と助成
5. ZEN 麺ライセンス規約の適正な運用管理

『経理担当』

1. 適正な予算執行と管理
2. 予算書作成と経理状況把握、理事会への報告

『データ担当』(全麺協データ管理専門官)

1. 段位認定登録者名簿の適正管理

- (1) 正確な段位認定登録者と最新データの管理
 - ・各段位認定会の受験者と合格者・不合格者の確認
 - ・各種講習会・研修会の受講者、修了者の確認
 - ・住所変更等の会員情報異動確認
- (2) 会費納入規程に基づく納入基準額納入者との整合性点検と確認徹底
 - ・各段位認定会の受験資格確認
 - ・納入基準額の振込確認
- (3) 個人情報の管理徹底
 - ・データの外部漏出防止
 - ・データ管理責任者の配置
 - ・外部委託業務時の業者選定と確認徹底

【広報渉外部】

1. 新しい情報発信ツールを活用した段位認定制度の啓発活動促進
 - (ア) マスコミとの連携と関係機関の広報紙等積極的活用
 - ・テレビ朝日「林修の今でしょ」に腰原、藤間、加藤の3名が出演して録画撮り(平 30 年 12 月 3 日収録)
 - ・平成 30 年 12 月 フジテレビの番組に藤間が出演して生放映
 - ・その他全国各地における全麵協活動について取材に応じた。
 - (イ) 全麵協活動を内外に発信する広報活動の実施

現在は、若者は SNS、スマホを使った情報収集が活発化していることに鑑み、全麵協でもスマホにホームページを掲載して身近に情報が伝達できるようにした。
 - (ウ) ホームページで全麵協の活動予定や主要活動結果報告について積極的かつスピーディに行った(25回)。
 - (エ) 全麵協会報(6号(夏)、7号(冬))を発行して直接個人会員に郵送で届け、全麵協の方針、重点施策、主要な改正、改革点等重要情報の伝達提供を行った。
2. 行政機関、地域振興関連団体との連携強化
 - (ア) 中央省庁との連携強化と情報収集
 - ・平成 30 年 12 月 17 日総務省自治行政局地域政策課を中谷理事長、加藤専務理事藤間事務局長が訪問し、全麵協の地域活動、国際貢献について報告するとともに、総務省の重点施策について説明を受けた。
 - ・平成 31 年 2 月 19 日衆議院議員谷公一の議員宿舎を加藤専務が訪問し、全麵協の設置以来の活動、組織、これからの方針等について説明して協力を要請した。
 - ・平成 31 年 3 月 中谷理事長が、外務省アジア大洋局南アジア部中国・モンゴル第 1 課を訪問し、過去 2 回モンゴルでそばによる親善交流を行った実績を報告した。
 - (イ) 都道府県、市町村への積極的な啓発活動と協力支援活動の要請
 - ・平成 30 年 8 月 7 日北海道庁に中谷理事長、加藤専務理事、藤間事務局長、山本北海道支部長が訪問し、担当部長に全麵協の活動実態や北海道支部の現状を説明して協力を要請した。
 - ・平成 30 年 12 月 26 日台東区役所へ中谷理事長、加藤専務理事、土屋専門チーム員が訪問し、服部区長、梶商工担当部長と面会して研修センターの設置と活用および区報への掲載

等について依頼をした。

・市町村へは各支部が地元市町村と緊密な連携を図った。

(ウ)地域活性化センターとの連携強化

- ・地域活性化センターとは、メールにより情報交換等を行って交流を図った。
- ・全国中山間地域振興対策協議会とも、メールによる情報交換を行って交流を図った。
- ・社会教育団体振興協議会における活動 … 総会(6月27日)に出席、連携を図る。

(エ)和食文化国民会議等との連携強化

- ・平成30年10月29日和食文化国民会議主催の講演会「和食の真髄」講師小泉武雄を聴講したほか、同会議主催の行事に参加して交流を図った。

3. 国際化の中での日本伝統食「そば」の積極的普及活動

(ア)訪日外国人(インバウンド)に対するそば打ち体験指導の積極的推進

平成30年11月5日、同12月12日東京都渋谷区代官山に所在するフランス料理学校コルドンブルーに横田、加藤、土屋、木村を派遣して外国人に対してそば打ち指導を行った。

(イ)2020東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた事業展開

日麺連と連携を図りながら「麺ロード」の実現に向けて準備を行った。

4. そば検定制度(仮称)導入に向けてのチーム編成

そば打ち技術だけでなく、そばの歴史、文化、栽培、品種、栄養、健康その他そばに関する一般常識についての知識度、博識度の検定を行い、その度合いに応じた資格を付与する検定制度創設に向けて検討チームを編成したが、諸般の事情により継続検討することとした。

5 再改訂「そば打ち教本」の編集と発行

- ・改訂「そば打ち教本」発行以来6年が経過したので再改訂版を編集発行する
 - ・編集校正プロジェクトチームの編成
 - ・(株)柴田書店との連携
 - ・掲載内容の再検討
- 次年度発行に向けて準備をした。

6. 「そば道の基本理念・憲章」普及と定着化推進

(ア)あらゆる機会を捉えての定着化の促進

- ・講習会、研修会開催時
- ・出版物への掲載
- ・チラシ等の配布

(イ)全麺協認証そば道場への掲示の徹底

- ・ポスターの作成、配布と掲示

(ウ)ホームページ等の活用による積極的啓発活動

- ・ホームページに掲載

【地域振興部】

1. 第22回日本そば博覧会の開催(北海道幌加内町新そばまつり)

開催日時 平成30年8月31日(金)～9月2日(日)

開催場所 北海道幌加内町

- 主要行事
- ・世界のバザール(モンゴル国から16名が直接参加)
 - ・全麵協「四段位技能審査・幌加内認定会」(幌加内高校にて)
 - ・女性五段位認定者10名によるそば打ち披露

2. 全国各地におけるそば関連イベント開催者の掘起しと支援

全国各地におけるそば祭り等そばに関連したイベントを開催するように、当該市町村等に働きかけを行い、地域おこしを行う事業に対して全麵協会員の参加等を含めて応分の支援を行った。

・沖縄県大宜味村

沖縄県では「すんきそば」「沖縄そば」は食べられているが、日本の手打ちそばは比較的なじみが薄くあまり食べられていなかった。5年ほど前から沖縄本島北部の大宜味村では、休耕田が荒れ果てて赤土が雨水で海に流れ出し汚染するのを防止することを目指してソバの栽培が始まり、それなりの収穫ができるようになった。それに伴いそばを打って食べたいという人が増え始めたが、そば打ちをする人もおらず、その指導者もいなかったためにそば打ちを教える人を派遣してくれという要請があった。この要請に基づきまず西日本支部平尾台手打ちそば倶楽部の会員を派遣して実情を把握するとともに、6月26日から3日間本部役員が現地に赴き関係者からの状況説明やそば打ち体験指導、大宜味村役場への全麵協の組織、事業の説明等を行った。さらに本年2月の日本一早い新そばまつり開催時にも平尾台手打ちそば倶楽部会員、さいたま蕎麦打ち倶楽部会員の有志8名が現地に入りし、手打ち蕎麦の実演を行いながらのそば提供販売をしたところ大好評を博し、蕎麦打ち段位認定を受験したいという人も出てきて、今後も協力を継続していくことが必要であると認められることから本年度は毎月1回程度そば打ち指導員を派遣することとした。

3. 地域活性化支援事業の推進

9年目を迎えた本事業を新しい視点から見直し、継続的にそばによる地域振興に取り組む市町村自治体や関係団体と連携を強化した。特に、一般社団法人全麵協の活動を啓発・広報して認知と理解を得るための事業として積極的に推進した。

・岩手県八幡平市

岩手県八幡平は約50haの土地でソバを栽培しており県内ではトップクラスの収穫量を誇っているところであり、住民は平素からそばを日常的に食している地域である。このようなことから、同市の商工会からそばによる国際交流とむらおこしの講演会の講師として全麵協理事長中谷信一に講演依頼があったので、この機会に併せてそばの実演と体験教室そして試食会を開いたらどうかと打診したところそのようなことを是非実行してくれという要請があった。このため、平成31年1月31日、2月1日の2日間、同市の新安比高原静流閣において本部役員5名と地元宮城そば打ち研究会会員2名が現地に赴き、要望された行事を実施した。その結果、もっと早く全麵協のことを知っていれば段位認定を受験したかった人が大勢いたのではないかという感想を漏らす人もおり、さらに6月8日仙台で行われた初段位認定会を受験した人が数名おり今後拡大が期待される場所である。

・秋田県男鹿市

秋田県は米の生産ばかりではなくソバの収穫量も全国6位から8位と高い県である。したがって、県民は日常的にそばはよく食べていると認められるが、全麵協の会員は皆無であり、段位認定者も一桁代に過ぎない。その実情を把握するため全麵協役員が平成31年6月9日から1

1日までの3日間、男鹿市、羽後町、横手市に赴き調査を実施してきた。その結果、秋田県人特有の控えめで昔堅気で新しいものに直ぐに飛びつく気質でない人が多いように感じられたが、そばには関心が高い人が多く、継続して説得工作を進めていけば全麵協の事業には賛同が得られるものと確信した。今後に大いに期待が持てると感じた。

4. 各支部そば大学講座(前全国交流会)の開催

過去2回にわたって全国交流大会を開催し好評を博した。しかし、個人の経費負担が大きいことや開催地近隣会員のみでの参加という課題があり、従来の「そば大学講座」との兼ね合いで開催を検討した結果、各支部での実情に合わせて実施することが、会員の負担軽減にもなり、全麵協本来の目標の一つでもある会員相互の意見交換や情報交換を図り、交流を深めることがより達成されるものと認められることから各支部で開催した。本部としては、開催経費の一部を負担するとともに、本部役員が現地に赴き、全麵協の方針、重点施策、課題等について説明をして会員に対して正確な情報が伝達されるように努めた。

5. 災害支援事業の積極的推進

平成31年は、西日本豪雨、台風24号の襲来、北海道胆振地震等大きな災害が連続して発災し、東日本大震災も満8年が経過したものの未だに復興半ばの状態であり、さらにその後の熊本震災など全国各地で大きな災害が起きている。全麵協としては、これらの被災者に対してそばを通して支援することを重要な目標としている。しかし、支援資金が十分確保されていない状況であり、支援活動は満足できる状況にはなかった。今後は会員がイベントで出店した時など収益のあった場合などの寄付、現地におけるそば提供等による救援活動等被災時の要望に応じて積極的に支援活動を行いたい。

【段位認定部】

1. 段位認定制度の完成度を高め拡充を図る

(1) 段位認定制度による段位認定者の増強

ア 若者に対するそばの普及と啓発

・ 子供そば打ち教室の増強

子供そば打ち教室は、全国の会員が積極的に実施しており、その実施した教室で申請のあったものに対して全麵協本部から経費の助成を行った。

・ そば打ち高校選手権大会開催に対する支援の強化

平成30年8月20日(月)東京都台東区都立貿易センターに於いて第8回全国そば打ち高校選手権大会が開催され、31校が出場した。当該地域の出場校大半の高校に対して全麵協会員が、そば打ち指導をした。

・ 大学生に対するそばの理解と愛着を持つ活動の積極的推進

平成30年9月27日東京都品川区に所在する立正大学において、全麵協加藤専務理事が商学部櫻井ゼミの学生32名に対して日本の伝統食文化「そば」について講義を行った。引続いて同年10月4日全麵協研修センターの仮オープンの事業として上記櫻井ゼミの学生32名に対してそば打ち体験指導と試食会を行った。

平成31年1月17日慶応大学商学部牛島ゼミの学生30名に対して全麵協研修センターに於いてそば打ち体験教室と試食会を行った。今回で3回目の開催で3回目の受

講生に対しては1級の認定書を交付した。

このように徐々にではあるが若者にもそばに関心と興味を持つものが増加しつつあり、このことから今後この事業について研修センターの活用を中心に強化していくことが必要であると痛感した。

イ 段位認定者空白(僅少)地域での積極的啓発普及活動の推進

地域振興部と共同して、沖縄、九州、四国、岩手、秋田地域において段位認定者増強について積極的な啓発活動を行った。即効的には結果が表れていないが徐々に成果が上がってくるものと期待している。

ウ そば打ち愛好者で段位未認定者への掘り起し活動の推進

・ 同一所属内における未認定者への段位認定勸奨活動の推進

段位認定者で全麵協に納入基準額 2,000 円を納付している個人会員は平成 31 年 3 月 31 日現在 5,503 人 37.8%であり、まだ目標とする 7,500 人には程遠いところである。今後目標に向かって組織一丸となって取り組む必要がある。

・ 全麵協正会員団体に所属していないそば愛好者に対する働きかけの推進

前イ項の空白地域における拡大方策に併せて全麵協正会員加入の促進と新規個人会員の増強についても未だ十分であるとは言い難いところであるので、全麵協組織一丸となって真剣に取り組む必要がある。

(2) 段位認定会の効率的かつ適正な運用

ア 全国認定会専門チームの位置づけの確定と効率的な運用

平成30年度は専門チーム員会議は2回開催して、全国認定会の開催要領の確認、四段位認定会支部開催に伴う問題点、段位別審査技能チェック項目の設定、作業項目別配点数の見直し、全国審査員等統一見解の見直し改廃等について検討をした。

さらに、四段位書類審査、五段位一次審査及び筆記試験の実施について問題の作成、採点作業、合否判定に伴う諸資料の作成作業等をメール等を通じてのほかそれぞれ自宅においての作業を実施した。

イ 上位段の創設の検討(六段、七段、八段の創設)

平成30年度は、五段位、四段位認定会等の立て続けに実施したために上位段の創設とその実施はできなかった。

(3) 高段位認定者の活動機会の設定

ア 本部直轄事業の積極的推進

全麵協研修センターの設置に伴い本部直轄支援員の内関東周辺に居住している人を8班に編成して直轄事業に積極的に参加してもらうこととした。

イ 全麵協認証そば打ち道場での指導

現在23道場が全麵協認証道場として登録されており、それぞれ活発な活動を実践している。

ウ 指定指導員への登用と活動の場拡大

平成30年度は、五段位認定者が118名に達したことに伴い、指定指導員を 32 名に増強任用した。

エ そば博覧会、そば祭り等への参加勸奨

オ 市町村、公民館等との連携活動の推進

(4) 段位認定制度関係規定の整備

ア 段位認定審査員制度の改革

- ・全国審査員・地方審査員の任期を5年とした
- ・更新手数料の改革
- ・地方審査員の任用の見直し
- ・段位認定会審査員等に対する謝礼支払いに関する規程の廃止

イ 技能審査チェック項目の見直し改善

- ・そば打ち技術の全麵協標準の策定検討
- ・段位別チェック項目の作成
- ・チェック項目細目の改正
- ・作業工程の配点改正
- ・全国審査員等統一見解を廃止し、チェック項目補足説明に改編

ウ 上位段創設に伴う関係規定の整備改編

エ 四段位、五段位認定会の改善

- ・五段位開催時期の変更(基本要綱の一部改正)
- ・段位認定制度全国認定会実施細則の一部改正
- ・四段位書類審査は事前審査に改正
- ・四段位技能審査認定会の主管は支部に改編

(5) 段位認定部事務推進体制の強化充実

- ア 本部事務局との連携と業務分担
- イ 段位認定事業部事務処理補助員の指定
- ウ 専門チーム員の協力と連携強化
- エ 各支部段位認定担当者との連携
- オ 事務の合理化、効率化の推進(外部委託の推進)

2. 公平・公正・適正な段位認定会の開催

(1) 全国認定会の開催

ア 五段位認定会

・一次審査

開催日時 平成30年5月27日 五段位認定講習会終了時
 受験希望者102名に關係書類を配布
 受験者95名、辞退者4名、未提出者3名
 合格者76名

・筆記試験

開催日時 平成30年8月11日(土)
 開催場所 東京都千代田区神田神保町 2-4 2F 会議室
 受験者76名、辞退者3名
 合格者50名

・本審査

開催日時 平成30年11月10日・11日
 開催場所 東京都台東区花川戸 2-6 台東区民会館
 受験者50名
 合格者22名

イ 四段位認定会

・書類審査

開催日時 平成30年5月27日 四段位認定講習会終了時
受験希望者398名に關係書類を配布
受験者360名、辞退者13名、未回答者25名
合格者288名

・本審査

【北海道支部管内開催】

開催日時 平成30年9月1日・2日
開催場所 北海道雨竜郡幌加内町幌加内高校体育館
受験者96名 辞退者10名
合格者51名

【東日本支部管内開催】

開催日時 平成30年11月3日(土)、4日(日)
開催場所 栃木県宇都宮市清原工業団地 15-1
宇都宮清原工業団地管理センター大ホール
受験者96名 辞退者4名
合格者40名

【西日本支部管内開催】

開催日時 平成31年1月12日・13日
開催場所 大阪府大阪市福島区野田 1 丁目 1-86
大阪中央卸売市場関連棟 2F 多目的ホール
受験者96名 辞退者0名
合格者41名

(2) 支部認定会の開催

北海道支部 2か所
東日本支部 6か所
中日本支部 2か所
西日本支部 3か所

- ・優秀者表彰の廃止
- ・本部段位認定部による技能審査員の選考
- ・集計結果の本部管理の設定
- ・各支部内専門チーム員の指導

(3) 地域認定会の開催

各主催者の計画に基づき全国各地で開催

※ 空白地域での初開催については全麵協本部で支援

(4) 四段位認定講習会の開催

(1) 項による全国認定会開催に合わせて四段位認定講習会開催

- ・開催日時、平成30年5月26日(土)・27日(日)
- ・開催場所 東京都台東区花川戸 2-6 台東区民会館

受講者210名、再受講希望者24名 計234名

(5) 五段位認定講習会の開催

四段位認定講習会と併合して実施する予定であったが、受講者が多く収容人員の関係で別
に開催した。

- ・開催日時 平成30年6月2日(土)、3日(日)
- ・開催場所 東京都千代田区永田町 1-11-30
全国町村会館会議室

受講者37名、再受講希望者33名 計70名

(6) 段位認定会開催主催者に対する適正な指導

ア 支部認定会(三段位)・地域認定会(初段・二段位)の実施適正化指導

- ・開催申請時における調整・審査員の選定、会場設営等の確認

イ 新システムによる採点集計作業要領の実施体験指導

- ・新しく改善した集計システムによるオペレーション要領の習得指導

ウ 認定会開催時における現地指導の強化

- ・支部段位認定担当者との連携
- ・専門チーム員を派遣しての現地指導の徹底
- ・審査終了後の審査時間の活用要領の指導

エ 審査採点結果資料の適正な保管管理の指導

- ・個人情報と審査採点結果資料の外部漏出の防止

3. 段位認定会における均一、統一的で高度な技能審査能力の向上を図る

(1) 特任審査員の任用

令和元年から四段位技能審査認定会の主管は各支部とすることになったことに伴い
新たに全国審査員の中から過去の全国認定会等の審査経験の豊富な4名を特任審査員とし
て新規に任用した。

(2) 全国審査員の増強

五段位認定者が118名になり、中心的存在となって全麵協事業の推進役となり、協力参画し
てもらうために、五段位認定後2年以上経過し、全麵協の事業を理解して積極的に推進する
と認められる人を46名全国審査員として任用した。

ア 技能審査チェック項目の適正な運用

イ 従来の旧全国審査員統一見解の見直しとチェック項目の補足説明の作成

(3) 新規五段位認定者研修会の開催

平成30年度新規に五段位認定会に合格した人に対して次の通り研修会を実施した

開催日時 平成31年1月19日(土)、20日(日)

開催場所 東京都台東区西浅草 2-8-10 全麵協研修センター

参加者 20名

(4) 素人そば打ち段位認定制度認定審査員規程の改正に伴う更新手続きの適正化

ア 5年任期変更に伴う新しい審査員カードの作成交付見直し(本年度更新者から)

(5) 地方審査員審査技術研修会の円滑な開催

ア 各支部における開催と均一・統一的な解説の実施

各支部における地方審査員審査技術研修会には、本部から段位認定部長を派遣し

地方審査員の心得および審査上の留意事項等の解説を行うとともに、開催経費の一部を助

成した。

イ 初心審査員に対する実践的審査指導の実施

(6) 技能審査技術向上のための教材の作成

ア DVD 動画による教材の作成

イ 審査のポイント、技能審査実施時の着眼点の解説教材の作成

4. 段位認定登録者名簿の適正管理

(1) 段位認定登録者の正確で最新なデータの管理

- ・各段位認定会受験者、合格者、不合格者の確認
- ・各種講習会、研修会受講者、修了者の確認
- ・住所変更等身分異動の確認

(2) 会費納入規程に基づく納入基準額納入者との整合性の点検確認の徹底

- ・各段位認定会受験資格の確認
- ・納入基準額納入済みの振込確認

(3) 個人情報の管理徹底

- ・データの外部漏出防止
- ・データ管理責任者の配置
- ・外部委託業務時の業者選定と確認徹底

【段位普及部】

1. そば打ち技術向上のための研修・指導強化

(1) 高段位認定会受験者に対する研修会の開催

- ・三段位、四段位、五段位認定会受験者に対するそば打ち指導の実施
(各支部で専門チーム員、指定指導員が実施)

【北海道支部】

「第1回」

開催日時 平成30年6月16日・17日

開催場所 いしかり市 コミュニティセンター

「第2回」

開催日時 平成30年7月14日・15日

開催場所 幌加内町 幌加内高校

【東日本支部】

「第1回」

開催日時 平成30年6月23日、24日2日間

開催場所 茨城県土浦市 中央青年の家

「第2回」

開催日時 平成30年8月4日、5日2日間

開催日時 東京都板橋区志村コミュニティセンター

【中日本支部】

「第1回」

開催日時 平成30年7月27.28日

開催場所 愛知県常滑市

「第2回」

開催日時 平成30年9月28.29日

開催場所 愛知県常滑市

【西日本支部】

「第1回」

開催日時 平成30年6月2日(土)・3日(日)

開催場所 高梁市 有漢研修センター

「第2回」

開催日時 平成30年9月8日(土)・9日(日)

開催場所 三田市永沢寺そば道場

「第3回」(三段位受験者対象)

開催場所 平成30年11月25,26日

開催場所 京都府

第 2 号議案 平成 30 年度一般社団法人 全麵協決算報告 (案)
監査報告

決 算 報 告 書

(第 5 期)

自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日

一般社団法人全麵協 (合算)

貸借対照表

一般社団法人全種協（合算）

平成31年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 23,683,647】	【流 動 負 債】	【 27,712,026】
現金・預金	23,678,847	短期借入金	8,517,362
売掛金	4,800	未払法人税等	70,000
【固 定 資 産】	【 2,463,923】	未払消費税等	564,800
(有形固定資産)	(963,923)	前受金	14,239,000
工具器具備品	963,923	預り金	4,320,788
(投資その他の資産)	(1,500,000)	仮受金	76
敷金	1,500,000	負債合計	27,712,026
		純 資 産 の 部	
		【株 主 資 本】	【 Δ1,564,456】
		資本金	0
		(利益剰余金)	(Δ1,564,456)
		その他利益剰余金	Δ1,564,456
		繰越利益剰余金	Δ1,564,456
		純資産合計	Δ1,564,456
資産合計	26,147,570	負債・純資産合計	26,147,570

損益計算書

一般社団法人金精協（合算）

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
【売 上 高】		
会 費 収 入	18,061,648	
事 業 収 入	14,024,350	
そば打ち教室受講料	141,552	
段 位 審 査 料	7,842,319	
審 査 員 認 定 料	1,470,000	
段 位 認 定 料	15,292,432	56,832,301
【売 上 原 価】		
仕 入 高		8,205,075
	売上総利益金額	48,627,226
【販売費及び一般管理費】		50,493,163
	営業損失金額	△1,865,937
【営業外収益】		
受 取 利 息	413	
寄 附 金 収 入	4,090,000	
雑 収 入	203,363	4,293,776
	経常利益金額	2,427,839
	税引前当期純利益金額	2,427,839
	法人税、住民税及び事業税	1,211,300
	当期純利益金額	1,216,539

販売費及び一般管理費

一般社団法人金種協（合算）

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
給 与 手 当	7,135,800
福 利 厚 生 費	56,830
外 注 費	3,395,688
旅 費 交 通 費	9,884,819
通 信 費	970,243
N H K 視 聴 料	15,250
交 際 費	182,992
会 議 費	1,375,970
減 価 償 却 費	259,629
賃 借 料	1,706
地 代 家 賃	4,149,929
リ ー ス 料	1,295,304
保 険 料	397,551
修 繕 費	1,842,221
消 耗 品 費	1,754,216
租 税 公 課	2,864
運 賃	78,759
事 務 用 品 費	943,657
支 払 手 数 料	2,496,861
賭 会 費	137,670
企 画 渉 外 部	5,389,455
地 域 振 興 部	1,004,296
段 位 認 定 部	5,992,913
段 位 普 及 部	1,261,825
20周年記念事業費	50,000
雑 費	416,715
合 計	50,493,163

株主資本等変動計算書

一般社団法人全種協（合算）

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

単位：円

株主資本		
資本金	当期首残高及び当期末残高	0
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	△2,780,995
	当期変動額 当期純利益	1,216,539
	当期末残高	△1,564,456
利益剰余金合計		
	当期首残高	△2,780,995
	当期変動額	1,216,539
	当期末残高	△1,564,456
株主資本合計		
	当期首残高	△2,780,995
	当期変動額	1,216,539
	当期末残高	△1,564,456
純資産合計		
	当期首残高	△2,780,995
	当期変動額	1,216,539
	当期末残高	△1,564,456

個別注記表

一般社団法人全種協（合算）

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

計算書類作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

貸借対照表等に関する注記

減価償却累計額の金額

有形固定資産の減価償却累計額

259,629円

平成 30 年度 監査報告書

1 財務状況

令和元年5月28日、理事長から提出された決算報告書、諸帳簿、関係書類を監査しましたところ、全て適正に執行されているものと認められましたことを報告します。

2 業務執行状況

(1) 事業計画においては概ね順調に執行され成果が出ているが、次年度送りの施策も見受けられる。次年度以降では計画策定に於いては可能な限り数値目標と達成期限を明記してスピード感を持って対応するようお願いします。

(2) 今年度は会員・会費制度が改正され始めての年度であり、事務量の増大が予想以上であり、事務局業務体制の対応策について考慮するようお願いします

3 全麵協主幹事業について

今年度の段位認定制度に見られる二段位、三段位の合格者の減少傾向については本部・支部が受験者発掘と合格者の増加に緊迫感を以って対応をお願いします

4 内部管理体制の整備について

本会は平成26年5月法人化以来、節目の満5年を経過し、内部管理体制の整備が喫緊の課題となっています。本会が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守）上の問題に的確に管理・処理し、以ってその事業活動の公正且つ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めるコンプライアンス規定の制定をお願いします。

令和元年6月23日

監事

廣 澤 幸 雄



監事

木 下 喜 良



第3号議案 令和元年度 一般社団法人 全麺協 事業計画(案)

【基本方針】

日本の伝統食文化「そば」を通じて、より多くの人々が豊かで潤いと生きがいのある人生を送り、積極的な社会貢献事業と国際交流活動を展開することができる組織へと強化することを目指す。

【重点方策】

1. 全麺協の財政基盤確立を図るため、正会員団体の所属構成員、個人会員、無所属特別個人会員の加入を積極的に促進する。
2. 全麺協研修センター事業を積極的に展開して、そば打ち技術の向上を図るとともに、インバウンドを含めた多くのそば愛好者のそば普及活動拠点として活用を図る。
3. 主幹事業の「素人そば打ち段位認定制度」は技術審査チェック項目、全国審査員等統一見解の見直しを行い、公平・公正な審査要領の完成度を高めるとともに上位段を創設して、愛着と誇りが持て社会的評価の得られる制度として確立する。
4. 全麺協 そば道「基本理念・憲章」を広く浸透させ、そば打ち技能だけではなく我国独自の精神性も併せて継承する。
5. 全麺協支部の存在を明確化し、情報交換を積極的に行って協調体制を強化するとともに、支部の独自性を尊重しながら所管区域の改編を行って組織体制の平準化を図る。
6. 全国各地の自治体および各種関係団体との連携を深め、そばによる地域振興、社会貢献を積極的に行う。特に、段位認定者の空白地域は重点地域として指定する。
7. 全麺協の主要事業である「日本そば博覧会」「そば大学講座」は一般公開講座を併設し、全麺協組織内だけでなく一般市民を対象とした事業を展開して、そば愛好者および全麺協理解者の増大を図る。
8. 日麺連主催「全国そば打ち高校選手権大会」に共催団体として深く関わり、出場高校への技術指導などの協力・支援活動を積極的に行うとともに、大学生のそば教室、体験講座等を積極的に行い若者に対するそばの関心、理解を深める。
9. 台湾、モンゴル国との友好親善を深めるため、両国におけるそば祭りへの参加等を通じて「手打ちそばの」国際化の進展に寄与する。
10. 全麺協事務業務の合理化、効率化を図るとともに、事務局体制の充実強化を図る。

【事務局】

『総務担当』

1. 総会、理事会の適正な開催執行
2. 全麺協行事予定の樹立と確実な執行管理
3. 研修センターの効果的活用と適正な管理
4. 正会員入会勧奨の積極的推進
5. 第13回海外そば視察・交流事業の企画と実行
 - ・台湾彰化縣におけるそばイベントへの参加と現地交流(12月7、8日)
 - ・モンゴル国におけるそば打ち指導者養成のための親善交流の推進

6. 各支部との関係強化
 - ・支部設置および運用規則の制定と支部改編に伴う諸準備
 - ・会費徴収支部手数料の適正な査定と交付
 - ・各支部主催「そば大学」の指導

7. ZEN 麺ライセンス規約の適正な運用管理

8. 内部管理体制の整備

今年度監査報告に基づき、コンプライアンス規定の策定
『経理担当』

3. 予算書策定と適正執行・管理

4. 予算書経理状況の把握、理事会への報告

『データ担当』(全麺協データ管理専門官)

2. 段位認定登録者名簿の適正管理

- (4) 正確な段位認定登録者と最新データの管理

- ・各段位認定会の受験者と合格者・不合格者の確認
- ・各種講習会・研修会の受講者、修了者の確認
- ・住所変更等の情報異動確認

- (2) 会費納入規程に基づく納入基準額納入者と整合性点検と確認徹底

- ・各段位認定会の受験資格確認
- ・納入基準額の振込確認

- (3) 個人情報の管理徹底

- ・データの外部漏出防止
- ・データ管理責任者の配置
- ・外部委託業務時の業者選定と確認徹底

【広報渉外部】

1. 情報発信ツールによる情報の配信と提供

- ・速報性および対外的な必要のある内容についてはホームページにて随時発信
- ・記録性および会員へ周知徹底の必要がある事項は会報(年2回)により発信

2. 行政機関、地域振興、社会教育関連団体との連携強化

- (ア) 中央省庁との連携強化と情報収集

- (イ) 地域活性化センター、全国公民館連合会、社会教育関係団体との連携強化

- (ウ) 都道府県、市町村への積極的な普及周知活動と協力支援活動の要請

- (エ) 和食文化国民会議を通じて和食関係団体・組織との連携強化

3. 全麺協の目的や活動を周知・普及させる印刷物の発刊

- (ア) 「全麺協の歩み」・・・全麺協のあゆみ(設立20年のあゆみ)の再編と発刊

- ・行政機関、地域振興、社会教育関連団体など対外組織・団体用で使用

- (イ) 「全麺協紹介パンフレット」

- ・全麺協会員、個人会員、特別個人会員が一般市民への周知・普及に使用

4. 再改訂「そば打ち教本」の編集と発行

- ・改訂「そば打ち教本」発行以来6年が経過したので再改訂版を編集発行する
- ・編集校正プロジェクトチームを編成

- ・(株)柴田書店と連携して編集発行
 - ・掲載内容を再検討する
5. そば道「基本理念・憲章」の普及と定着化推進
 - (エ)あらゆる機会を捉えて普及・定着化を促進
 - ・講習会、研修会開催時、出版物への掲載、チラシ等の配布
 - (オ)全麵協認証そば道場への掲示徹底
 - ・基本理念・憲章ポスター作成、配布と掲示
 - (カ)ホームページ、会報等による啓発普及活動
 6. 国際化に対応した日本伝統食「そば」の普及広報活動
 - (ア)訪日外国人(インバウンド)に対するそば打ち体験指導の推進
 - (イ)2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた準備
 7. 情報発信ツールを活用した全麵協および段位認定制度の啓発活動の促進
 - ・ホームページ(パソコン、スマホ等)の積極的活用
 - (ア)マスコミとの連携、関係機関・団体への印刷物等の積極的活用
 - (イ)SNS等を活用したスピーディな情報発信
 8. そば検定制度(仮称)導入に向けての検討継続

そばの歴史、文化、栽培、品種、栄養、健康その他そばに関する一般常識についての知識度、博識度の検定制度創設に向けた検討を継続して行う。

【地域振興部】

1. 全国各地におけるそば関連イベント開催者の掘起しと支援

全国各地におけるそば祭り等そばに関連したイベントを開催するように、当該市町村等に働きかけを行い、地域おこしを行う事業に対して全麵協会員、特に高段位認定者の参加等による共同開催を進める。
2. 地域活性化支援事業の推進

10年目を迎えた本事業を新しい視点から見直し、継続的にそばによる地域振興に取り組む市町村や関係団体と連携を強化する。特に、一般社団法人全麵協が主催する公開セミナー等を開催して積極的な啓発・広報を行い認知度を高めるとともに理解を得るための事業を積極的に推進する。
3. 全国交流大会(各支部そば大学講座との共催)の開催

過去2回にわたって全国交流大会を開催し好評を博した。しかし、個人の経費負担が大きい、開催地支部およびその周辺の会員のみ参加という課題があり、昨年度から支部における「そば大学講座を開催しているところである。全麵協組織は会員相互の意見交換や情報交換をして交流を深めることが目的の一つであり、本年度も昨年度に引続き支部における開催を推進する。
4. 段位認定者空白(僅少)地域を重点地域として指定し全麵協、段位認定制について積極的な普及、啓発活動の推進

《重点地域の指定》

九州・・・沖縄、鹿児島

四国地域・・・愛媛

北東北地域・・・青森・岩手・山形

都市部・・・東京・仙台

5. 災害支援事業の積極的推進

東日本大震災から満8年が経過したが、未だに復興半ばの状態である。さらにその後も熊本震災があり、特に昨年度は西日本地域における豪雨、台風被害、北海道胆振地震など全国各地で大きな災害が起きている。全麵協としては、これらの被災者に対してそばを通して支援することを重要な目標としている。しかし、支援資金が不足しているため、本年度は会員がイベントで出店した時など収益のあった場合などに寄付を願い、被災時の要望に応じて積極的な支援活動を行う。

6. そば関係地域と連携した伝統食「そば」の紹介活動

発祥の地「利賀村」にて8月23日(金)～9月23日(月)に開催される「世界演劇祭(シアター・オリンピックス)」開催時に、日本の伝統食「手打ちそば」の技を披露し試食賞味してもらう事業を推進する予定。

【段位認定部】

1. 素人そば打ち段位認定制度の拡充を図る

(1) 段位認定制度による段位認定者の増強拡大

ア 段位認定制度の普及促進

- ・ 地域振興部と連携して空白地域における段位認定者の増強
- ・ 一般のそば愛好者に対する段位認定制度に対する理解度促進
- ・ 段位普及部会と連携し「級」制度の積極的活用

ウ そば打ち愛好者で段位未認定者への掘り起し活動の推進

- ・ 全麵協正会員所属内における未認定者への段位認定受験勧奨活動の推進
- ・ 全麵協正会員団体に所属していないそば愛好者に対する働きかけの推進

(2) 段位認定会の効率的かつ適正な運用

ア 全国認定会専門チームの効率的な運用

イ 全国認定会開催運営資料の作成と活用

ウ 四段位、五段位認定会審査要領の改正

エ 四段位技能審査認定会の主管を支部へ移管しての実施

オ 上位段の創設の検討(六段、七段、八段の創設)

(3) 高段位認定者の活動機会の設定

ア 研修センターにおける本部直轄事業の積極的活動の推進

イ 全麵協認証そば打ち道場を増設して同所での指導の強化

ウ 指定指導員への登用と活動の場拡大

エ そば博覧会、そば祭り等への参加勧奨

オ 市町村、公民館等との連携活動の推進

(4) 全国審査員の活動分野の拡充

ア 全国審査員の増強任用・・・12名増強し46名任用

イ 全国審査員研修会の開催

第1回 6月16日(日) 研修センター

第2回 6月29日(土) 研修センター

ウ 全国認定会における審査員としての活用

エ 五段位認定者で全麵協事業に積極的に参画している者を全国審査員としての登用の促進

- (5) 指定指導員研修会の開催
 - ア 指定指導員の増強・・・20名増強し32名認定
 - イ 指定指導員研修会の開催
 - 7月13日(日)
 - 全麵協 研修センター
 - エ 研修センターにおける各種研修会指導者としての活動の促進
 - ウ 四段位認定者でも全麵協事業に積極的に参画している者を指定指導員として登用
- (6) 段位認定制度関係規定の整備
 - ア 段位認定審査員制度の改革
 - ・特任審査員の任用
 - ・全国審査員の活動要領
 - ・地方審査員の任用の見直し
 - イ 技能審査チェック項目・全国審査員等の統一見解の見直し改善
 - ・そば打ち技術の全麵協標準の策定検討
 - ・段位別チェック項目および補足説明の作成
 - ・チェック項目細目および配点基準の改正
 - ウ 上位段創設に伴う関係規定の整備改編
 - エ 四段位技能審査認定会の主管移管に伴う関係規定の改正

- (6) 段位認定部事務推進体制の強化充実
 - ア 本部事務局との連携と業務分担
 - イ 段位認定事業部事務処理補助員の指定
 - ウ 専門チーム員の協力と連携強化
 - エ 各支部段位認定担当者との連携
 - オ 事務の合理化、効率化の推進(外部委託の推進)

2. 公平・公正・適正な段位認定会の開催

(1) 全国認定会の開催

ア 五段位認定会

【一次審査】

開催日時 令和元年5月26日(予定) 五段位認定講習会終了時
受験希望者に関係書類を配布

【筆記試験】

開催日時 令和元年8月3日(土) (予定)

開催場所 東京都千代田区神田神保町 2-4 麵業会館 2.4F 会議室

【本審査】

開催日時 令和元年10月12日・13日(予定)

開催場所 兵庫県神戸市須磨区 シーパル須磨

イ 四段位認定会

【事前審査】

開催日時 令和元年5月26日(予定) 四段位認定講習会終了時
受験希望者に関係書類を配布

【技能審査】

【北海道支部開催】

開催日時 令和元年10月20日（予定）

開催場所 北海道北竜町（予定）

【東日本支部開催】

開催日時 令和元年10月19日・20日（未定）

開催場所 埼玉県伊奈町(予定)

開催日時 令和2年2月29日、3月1日(予定)

開催場所 栃木県宇都宮市

※東日本支部においては、支部改編を前提しての計画であり、改編されない場合変更あり

【中日本支部開催】

開催日時 令和元年10月26日（予定）

開催場所 富山県立山町（予定）

【西日本支部管内開催】

開催日時 令和元年11月16日・17日（予定）

開催場所 広島県尾道市（予定）

(2) 支部認定会の開催

北海道支部 2か所

東日本支部 6か所

中日本支部 2か所

西日本支部 3か所

- ・本部段位認定部による技能審査員の選考
- ・集計結果の本部管理の設定
- ・専門チーム員の派遣と指導

(3) 地域認定会の開催

各主催者の計画に基づき全国各地で開催

※ 空白地域での初開催については全麵協本部で支援

(4) 四段位、五段位認定講習会の開催

(2) 項による全国認定会開催に合わせて四段位、五段位の認定講習会開催

- ・開催日時 令和元年5月25日(土)・26日(日)
- ・開催場所 富山県富山市 国際会議場
一般公開そば講座と同時開催

(5) 段位認定会開催主催者に対する適正な指導

ア 支部認定会(三段位)・地域認定会(初段・二段位)の実施適正化指導

- ・開催申請時における調整・審査員の選定、会場設営等の確認

イ 新システムによる採点集計作業要領の実施体験指導

- ・新しく改善した集計システムによるオペレーション要領の習得指導

ウ 認定会開催時における現地指導の強化

- ・支部段位認定担当者との連携
- ・専門チーム員を派遣しての現地指導の徹底

- ・審査終了後の審査時間の活用要領の指導
- エ 審査採点結果資料の適正な保管管理の指導
 - ・個人情報と審査採点結果資料の外部漏出の防止

3. 段位認定会における均一、統一的で高度な技能審査能力の向上を図る

(1) 全国審査員会議(研修会)の開催

第1回開催日時 令和元年6月16日(日)

第2回開催日時 令和元年6月29日(土)

東京都台東区西浅草 全麺協研修センター

ア 技能審査チェック項目の適正な運用

イ 従来からの旧全国審査員統一見解の見直しと補足説明の確認

(2) 地方審査員任用講習会の開催

『第1回』

開催日時 令和元年平成31年9月 20 日(金)、21 日(土)(予定)

開催場所 東京都台東区 台東区民会館9f

『第2回』

開催日時 令和2年1月20日(月)、21日(火)(予定)

開催場所 東京都台東区 台東区民会館 9F

(3) 素人そば打ち段位認定制度認定審査員規程の改正に伴う更新手続きの適正化

ア 5年任期変更に伴う新しい審査員カードの作成交付の見直し(本年度更新者から)

(4) 地方審査員審査技術研修会の円滑な開催指導

ア 各支部における開催と均一・統一的な解説の実施

イ 初心審査員に対する実践的審査指導の実施

(5) 昨年度に引き続き技能審査技術向上のための教材の作成

ア DVD 動画による教材の作成

イ 審査のポイント、技能審査実施時の着眼点の解説教材の作成

4. 段位認定登録者名簿の適正管理

事務局データ担当者と共同して次の事業を行う。

(1) 段位認定登録者の正確で最新なデータの管理

・各段位認定会受験者、合格者、不合格者の確認

・各種講習会、研修会受講者、修了者の確認

・住所変更等身分異動の確認

(2) 会費納入規程に基づく納入基準額納入者との整合性の点検確認の徹底

・各段位認定会受験資格の確認

・納入基準額納入済みの振込確認

(3) 個人情報の管理徹底

・データの外部漏出防止

・データ管理責任者の配置

・外部委託業務時の業者選定と確認徹底

5. 段位認定会開催団体の表彰

長年にわたって段位認定会を開催し、そばの普及活動、段位認定者の拡大に貢献のあった団体に対する表彰を行う。

【段位普及部】

1. 全麵協研修センターの効率的活用

- (1) 都市部における段位認定受験希望者を募りそば教室の開催
- (2) 企業・団体への積極的な働きかけを行い積極的なそば教室の開催
- (3) 段位認定受験希望者に対するそば打ち技術向上研修会の開催
- (4) 大学生・高校生に対する体験そば打ち教室の開催
- (5) 外国人(インバウンド)を対象とした体験的そば打ち教室の開催

2. 若者に対するそばの普及と啓発

- ・ 子供そば打ち教室の増強
- ・ そば打ち高校選手権大会開催に対する支援を通じての増強
- ・ 大学生に対するそばの理解と愛着を持つ活動の積極的推進

3. そば打ち技術向上のための研修・指導強化

(1) 高段位認定会受験者に対する研修会の開催

※昨年度は、各支部2回開催していたが、本年度は研修センターでの開催を数回予定しているため、支部における開催は各1回とする。

- ・ 三段位、四段位、五段位認定会受験者に対するそば打ち指導の実施(各支部で専門チーム員、指定指導員が実施)

【北海道支部】

開催日時 令和元年8月18日

開催場所 北海道北竜町

【東日本支部】

開催日時 令和元年6月15日

開催場所 千葉県佐倉市

【中日本支部】

開催日時 令和元年5月11日、12日

開催場所 富山県滑川市

【西日本支部】

開催日時 令和元年6月1日(土)・2日(日)

開催場所 岡山県高梁市 有漢セミナー・プラザ

(2) そば打ち指導能力向上のための研修会の開催

- ・ 高段位認定者に対してそば打ち指導の能力を向上させるための研修会を実施する

【本部主催】

開催日時 令和元年〇月〇日(未定)

開催場所 東京都台東区 研修センター

- (3) 難易度の高いそば粉によるそば打ち技術向上研修会の開催
- ・上位段を目指す人に対して、難易度の高いそば粉によるそば打ち技術の向上を図るための熟達者の指導による研修会を日程計画を定めて随時開催する。
 - ・各段位のそば打ち技術向上の研修会開催
二段位認定者(三段位受験希望者)に対するそば打ち技能向上研修会を日程計画を定めて随時開催する。
DVD に撮影して自らのそば打ち情景を確認しながらの指導を行う。
3. 地域振興部と共同して段位認定者空白地域におけるそば打ち普及活動の強化
- ① 地域振興部との連携
- (1) 九州地域(特に沖縄、鹿児島)において開催される認定会受験者の増強、拡大を図る
 - (2) 四国地域(愛媛県)において市町村と連携して段位認定会を開催して段位認定会受験者の新規拡大を図る
 - (3) 北東北地域(岩手、青森、新潟)において段位認定会を開催して新規の段位認定者の拡大を図る
 - (4) 山陰地域(鳥取、島根)における段位認定会受験者の新規拡大を図る
4. 全麵協認証そば打ち道場の活用とモデル道場の設置
- (1) 全麵協認証そば打ち道場の活用
 - ・そば打ち教室を積極的に開講して新規段位認定会受験者の増強を図る
 - ・各段位認定会受験者に対するそば打ち技能の研修向上を図る
 - (2) 全麵協認証そば打ち道場モデル道場の設置
 - ・各支部1か所以上 廃校・空家を活用して、そば打ち拠点モデル道場を設置する
 - ・市町村と連携して廃校、空家の探索と活用依頼
 - (3) 指定指導員によるそば打ち指導教室の開講
 - (4) 段位認定部会と連携してそば打ち「級」制度の積極的活用
 - ・子供そば打ち教室受講修了者
 - ・大学祭におけるそば打ち体験教室修了者に対する「級」の交付
5. そば打ち高校選手権大会の推奨と積極的協力、協賛
- (1) 第8回そば打ち高校選手権大会に対する積極的支援
開催日時 令和元年8月26日(月)
開催場所 東京都台東区花川戸 2-6 東京都立商業貿易センター
 - ・主催者の日本麺類業団体連合会と緊密な連携を行う
 - (2) 第8回そば打ち高校選手権大会出場校に対するそば打ち技術指導支援
 - ・昨年は全国で31校出場したため、それぞれ学校の所在地周辺の会員による支援
 - ・本年新たに出場を希望する高校への積極的な働きかけと支援活動
 - ・都道府県教育関係者との連携
6. 郷土そばの映像記録保存活動
- (1) 全国各地の郷土そばの映像記録を撮影して保存する : 四国 祖谷そば、奈川そば
 - (2) 郷土そばの映像記録をそば博覧会等で放映啓発する
 - (3) 映像記録を販売して広く啓発する

7. そば粉の選定

- (1) 全国認定会で使用するそば粉の選定
- (2) 各研修会等で使用するそば粉の選定
- (3) 試し打ちによるそばの打ち方の追及確認

第4号議案 一般社団法人 全麵協 令和元年度 予算（案）

収入の部

勘定科目	30年度予算	内訳	31年度予算	内訳
会費収入	21,790,000		19,940,000	
正会員会費		5,250,000		4,500,000
個人会員会費		13,000,000		12,000,000
特別個人会員会費		2,000,000		2,000,000
地方自治体会員会費		540,000		540,000
企業会員会費		700,000		600,000
入会金		300,000		300,000
事業収入	18,600,000		17,350,000	
雑収入		300,000		150,000
広告料収入		200,000		100,000
物品販売料		18,000,000		17,000,000
認証道場申請料		100,000		100,000
そば打ち教室受講料	1,000,000		500,000	0
段位審査料	8,850,000		9,500,000	
四段位事前審査料		800,000		1,000,000
五段位一次審査料		500,000		500,000
四段位実技審査料		5,600,000		6,000,000
五段位本審査料		1,950,000		2,000,000
審査員認定料	500,000		2,000,000	
新規認定		500,000		1,000,000
更新料				1,000,000
段位認定料	13,800,000		15,750,000	
初段位		4,500,000		5,000,000
二段位		4,000,000		4,000,000
三段位		3,000,000		3,000,000
四段位		1,800,000		3,000,000
五段位		500,000		750,000
純売上高	64,540,000	①	65,040,000	①
預り金	13,000,000		13,000,000	
前受金（次年度会費）	14,000,000		14,000,000	
当期収入合計	91,540,000		92,040,000	
前期繰越金	16,956,447		17,962,930	
収入合計	108,496,447		110,002,930	

第4号議案 一般社団法人 全麵協 令和元年度 予算（案）

支出の部

勘定科目	30年度予算	内訳	31年度予算	内訳
仕入高	13,000,000		13,000,000	
雑給	10,000,000		9,000,000	
旅費交通費	8,000,000		10,000,000	
通信費	1,000,000		1,000,000	
交際費	300,000		200,000	
会議費	3,000,000		1,500,000	
地代家賃	1,918,080		5,120,000	
リース料	1,500,000		1,400,000	
保険料	300,000		400,000	
修繕費	50,000		200,000	
消耗品費	400,000		300,000	
事務用品費	800,000		750,000	
支払手数料	2,900,000		3,200,000	
振込料				
ビジネスダイレクト		300,000		300,000
税理士報酬		600,000		700,000
会費徴収支部手数料		2,000,000		2,200,000
諸会費	100,000		100,000	
広報渉外部	5,100,000		5,400,000	
そば大学費		400,000		0
広報活動費		3,000,000		3,500,000
ホームページ維持管理		900,000		700,000
会員管理費		800,000		1,200,000
地域振興部	900,000		1,700,000	
国際交流事業費		200,000		200,000
地域活性化支援事業費		500,000		1,500,000
そば博覧会費		200,000		0
段位認定部	6,900,000		4,100,000	
特別認定会		400,000		400,000
四段位認定会費		4,000,000		1,000,000
認定者管理システム費		200,000		800,000
地方審査員研修支援費		200,000		200,000
地方審査員任用講習会		100,000		200,000
五段位認定会費		2,000,000		1,500,000
段位普及部	2,400,000		2,900,000	
そば打ち高校選手権費		400,000		400,000
手打そば普及指導費		500,000		900,000
そば道普及活動費		200,000		500,000
子供そば打ち体験事業		700,000		500,000
手打そば教室費		300,000		300,000
そば打ち資料映像収集		300,000		300,000
販売費及び一般管理費	58,568,080	②	60,270,000	②
予備費			1,000,000	
積立金	3,000,000		0	
預り金支出	13,000,000		13,000,000	
営業損益金額	5,971,920		4,770,000	注記1
951- 法人税、住民税及び事業税	1,300,000		1,300,000	
-9512 都法人事業税				
-9513 消費税				
当期支出合計	81,840,000		80,340,000	
当期収支差額	9,700,000		11,700,000	
次期繰越収支差額	26,656,447		29,662,930	
支出合計	108,496,447		110,002,930	

注記1: 純売上高①－販売費及び一般管理費②

一般社団法人 全麵協 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全麵協と称する。

(経 緯)

第2条 当法人は、平成4年に開催された「世界そば博覧会in利賀」を開催協力した自治体等により結成された「全国麵類文化地域間交流推進協議会」の設立20周年記念を契機として同協議会の事業を引き継ぐ。

(事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区神田神保町二丁目4番地に置く。

(目 的)

第4条 そばを通しての人間形成を目指し、心豊かで潤いのある生活の実現を図るとともに、地域活性化に取り組む各種団体と連携し、相互扶助と協働の精神に基づいたそばによる地域振興を進めることを目的とする。

(事 業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「そば道」理念の研究と普及推進
- (2) 「素人そば打ち段位認定制度」の確立と普及推進
- (3) 関係団体と連携した「そばによる地域振興」の推進
- (4) そばによる地域振興に関わる人材育成とネットワーク化の推進
- (5) 全国各地に伝わる「郷土そば」の研究と保存活動の推進
- (6) 和食としてのそば文化に関する情報提供と交流
- (7) その他当法人の目的達成に必要な事業

(公 告)

第6条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機 関)

第7条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(種 別)

第8条 当法人の会員は次の4種とし、(1)と(2)の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人の総会で定める会費を納入している団体
- (2) 地方公共団体正会員 当法人の目的に賛同して入会した地方公共団体で、当法人の総会で定める

会費を納入している地方公共団体

(3) 地方公共団体賛助会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人の活動と連携賛助する地方公共団体

(4) 一般企業等賛助会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人の総会で定める会費を納入し、当法人の活動に協力賛助する団体

(入 会)

第9条 当法人に会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書および活動を紹介する資料を該当する支部長を通じて理事長に提出しなければならない。

2 地方公共団体賛助会員および一般企業等賛助会員は、入会趣意書を該当する支部長を通じて理事長に提出しなければならない。

3 理事長は支部長から提出された入会申込書および関連資料、一般企業等賛助会員から提出された入会趣意書について精査して入会の可否を決定するものとする。

(経費負担)

第10条 会員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第11条 会員は、理事会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。ただし、1ヵ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。

(2) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種 別)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第16条 社員総会は、すべての正会員および地方公共団体正会員をもって構成する。

(議決権の数)

第16条の1 社員総会における議決権の数は以下による。

(1) 正会員の団体に加入所属しており、当法人の趣旨に賛同して総会で定める規定により当該団体の個人会員として納入基準額を当該年4月1日までに納入している者の人数に応じて次の区分による票数を行使することができるものとする。

1人から99人まで	1 票
100人から149人まで	2 票
150人から199人まで	3 票
200人から249人まで	4 票
250人以上	5 票

ただし、一団体会員5票をもって最高とする。

(2) 地方公共団体正会員の議決権は1票とする。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬等
- (4) 事業計画および収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散並びに解散した場合の残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第18条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、正会員全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(議決権の代理行使)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議および報告の省略)

第23条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事が署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうちから、理事長1名と副理事長3名以内を定める。
- 3 理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が定める代表理事とする。

(選任)

第26条 理事及び監事は、理事会において推挙し、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第27条 理事長は当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第5章 顧問、相談役、参与

第30条 当法人に、顧問、相談役および参与を置く。

2 顧問、相談役および参与の委嘱手続等については別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事および監事の全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議および報告の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が署名または記名押印する。

第6章 部 局

(部局の設置)

第38条 理事会の業務を執行する機関として部、部会及び事務局を設置する。

2 部局に関する事項は理事会が決定する。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前記の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、担当理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 解 散

(解散)

第43条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る。)
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第44条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第45条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 支 部

(支 部)

第46条 当法人は、理事会の決議により支部を置く。

- 2 支部は第4条の目的に基づき、当該支部に関する事業を行う。
- 3 支部は第26条第1項の規定により、総会で理事を選任するにあたり、理事候補者の推薦をすることができる。

第11章 附 則

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第48条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4-261-5
設立時社員 特定非営利活動法人 そばネット埼玉
福井県福井市瀬ケ口町第24号2番地1
設立時社員 特定非営利活動法人 越前みやまそば元気の会

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

(施行日)

第50条 本定款は平成26年5月1日から施行する。

2 本定款は平成28年4月1日から改正施行する。

ただし、第16条の1の議決権の数の条項は、平成29年度総会から施行する。

3 本定款は平成28年5月14日から改正施行する。

4 本定款は平成29年5月14日から改正施行する。

一般社団法人 全麵協
素人そば打ち段位認定制度基本要綱

第1条 目的

この要綱は、一般社団法人全麵協(以下「全麵協」という。)が実施する素人そば打ち段位認定制度(以下「段位認定制度」という。)に関し、その円滑な運営を図るため、基本的必要事項について定めることを目的とする。

第2条 段位認定制度の趣旨および目標

全麵協定款の目的、事業にそった段位認定事業を遂行し、全麵協の目的であるそばを通じの人間形成を目指し、心豊かで潤いのある生活の実現を図るとともに、地域活性化に取り組む各種団体と連携し、そばによる地域振興を進めることに寄与する。またそばに親しむ人が、全麵協が定める「そば道」を極めることを目標とする。

第3条 段位認定部および段位普及部

全麵協定款第38条に基づく「段位認定部」{段位普及部}の組織は次のとおりとする。

(1) 段位認定部、段位普及部に部長を置き、部長は理事長の指名により理事をもってあてる。

第4条 段位認定部、段位普及部の任務

(1) 段位認定部の任務は、次の各号に定める通りとする

- ① 段位認定会における合格者に対する段位の付与業務
- ② 「そば道」理念の設定と普及推進
- ③ 段位認定登録者(以下「認定登録者」という)の管理
- ④ 素人承認届の管理
- ⑤ 段位認定会の技能審査、書類審査等のあり方

および審査方法の検討

⑥ 段位認定会の開催の審査等

- ア 段位認定会開催会員の指定
- イ 段位認定会開催の指導および支援
- ウ 段位認定会開催時の審査員の指名
- エ 段位認定会開催結果の確認

⑦ 段位認定審査員の選考および認定手続

- ア 特任審査員の推薦
- イ 全国審査員を選考し第10条に定める「段位認定審査員選考委員会」(以下「審査員選考委員会」という)への推薦
- ウ 地方認定審査員(以下「地方審査員」という。)任用講習会の実施
- エ 地方審査員認定申請者に対する書類審査及び審査能力の判定と選考委員会への推挙
- オ 各審査員台帳の管理
- カ 各審査員の更新手続の実施

⑧ 段位認定審査員の審査能力向上対策の実施

- ア 特任審査員、全国審査員会議の開催および統一見解の検討
- イ 地方審査員技術研修会の実施および指導
- ウ 段位認定会における審査結果の分析および指導

- ⑨ 段位認定会の実施及び開催指導
 - ア 地域認定会、支部認定会の開催指導
 - イ 全国認定会(四段位、五段位認定会)認定講習会の実施
 - ウ 全国認定会(四段位認定会)事前審査（小論文、取得単位）の実施
 - エ 全国認定会(五段位認定会)一次審査及び筆記試験の実施
 - オ 全国認定会(五段位認定会)本審査の実施
- ⑩ 段位認定制度関係規程等の検討及び改正手続
- ⑪ その他段位認定制度の運営全般に関する事項

(2) 段位普及部の任務は、次の各号に定めるとおりとする。

- ① そば打ち技術の普及
 - ア 全麵協認証そば打ち教室、道場の開設承認
 - イ 全麵協認証そば打ち教室、道場への指導員の派遣
 - ウ 段位認定受験希望者に対するそば打ち技術指導
 - エ 全麵協主催そば打ち技術講習会の開催
 - オ 全麵協研修センターの運営に関すること。
- ② 指定指導員の運用
 - ア 指定指導員会議の開催
 - イ 指定指導員による新規段位認定受験希望者への普及活動の実施
 - ウ そば博覧会等におけるそば打ち体験教室の実施
- ③ 郷土そば打ち技術の保存および継承
 - ア 郷土そば打ち技術の映像保存
 - イ 郷土そば打ち技術の研究と継承

第5条 素人の定義

段位認定制度に於いて、「素人」とは「そばの専門家でなく、それを職業としていない者」とするが、次の各号に定める事項は「素人」と認定するものとする。

- (1) 前条第2項第1号に定める「全麵協認証そば教室」でそばに関する知識、技術の指導を行い相応の手当等の支給を受けても「素人」と認定する。
 - (2) 全麵協が開催するそば博覧会のそば打ち体験教室等でそばに関する知識、技術を指導し相応の手当等の支給を受けても「素人」と認定する。
 - (3) 地方公共団体又はこれに準ずる団体の施設(道の駅、公民館等)においてそば打ち体験教室等を開催し、そばに関する知識、技術の普及に努めたと認められる場合には日当等の支給を受けても「素人」と認定する
- 2 前2項に関わらずそば道段位認定制度の目的から見て「素人」であるか否かの判断で、疑義が生じたときは、段位認定部において検討し判断するものとする。ただし、重要な事案については、理事会に報告するものとする。

第6条 段位認定会の受験資格

- (1) 「段位認定審査初段位認定会」は「何人」も受験することができる。ただし、段位認定者は、地域におけるそばの活動等を行う指導者としての役割が求められていることから、最小対象年齢を「13歳」

とする。

(2) 二段位及び三段位の段位認定会を受験する者は、全麵協定款に基づき制定された会費納入規程の定めにより、全麵協正会員の年会費に個人会員として年間の納入基準額 2,000 円を、正会員団体に所属していない者は特別個人会員としての納入基準額 5,000 円を納付していなければならない。

ただし、高校生以下の学生は、全麵協正会員団体に所属しておらず納入基準額 2,000 円を納入していない者又は会費納入規程第 2 条第 3 項に定める特別個人会員としての納入基準額 5,000 円を納入していない者であっても受験することができるものとする。

(3) 段位別受験資格、再受験までの期間、受験の条件等については別に定める。

第 7 条 段位認定制度審査基準規程及び審査方法

段位認定制度審査基準規程(以下「審査基準規程」という。)および審査方法は、別に定める。

2 審査基準規程及び審査方法等の策定又は改定は段位認定部が行う。ただし、重要事項の改定は理事会の承認を受けるものとする。

第 8 条 段位認定会

段位認定制度による段位は、原則として全麵協会員が全麵協の承認を受けて開催した次に定める段位認定会における審査により認定するものとする。

(1) 地域認定会

初段位及び二段位は、全麵協会員が開催する「地域認定会」において認定する。

この認定会は、初段位及び二段位の認定会を、全麵協会員が原則として毎年度一回開催することができる。

地域認定会は、原則として 2 日間とし、1 日の受験者は一組 1 2 名で 4 組、最大 4 8 名までとする。ただし、1 日間の場合は一組 1 2 名で 5 組、最大 6 0 名とすることができる。なお、多数の応募者があり、2 日間以上の認定会開催が必要と認められるときは、段位認定部と協議するものとする。

(2) 支部認定会

三段位は、支部毎に全麵協会員が開催する「支部認定会」において認定する。

この認定会は、各支部内で原則として毎年度 2 回開催できるものとする。ただし、特別な事由があるときは、段位認定部と協議の上、この基準を超えて開催することができるものとする。

なお、支部認定会の受験者数については、前項を準用するものとする。

(3) 全国認定会

四段位及び五段位は、全麵協が主催する「全国認定会」において認定する。四段位認定会の開催主管は全麵協各支部とし、五段位認定会は、おおむね年一回開催する。

なお、全国認定会の技能審査又は本審査の受験者数については、(1)項を準用するものとする。

また、全国認定会の運用に関する細部事項については、別に定める。

第 9 条 段位認定会の開催手続

前条に基づき全麵協会員が、段位認定会を開催するときは、開催日の 3 カ月前までに、所属支部を通じて全麵協事務局に様式第 1 号「段位認定会開催申請書兼後援申請書」を提出し、段位認定事業部の書類審査を経て理事長の承認を受けるものとする。

なお、前条の段位認定会の審査員は、段位認定事業部が選考する。

2 地域および支部認定会は、受験者が 1 5 名以上になるよう努めるものとする。

ただし、高等学校において段位認定会を行う場合等で特別の事由のあるときはこの限りではないもの

とする。

3 前項により、段位認定会を開催した全麵協会員は、認定会終了後20日以内に様式第2号「段位認定会開催結果報告書」により、全麵協事務局に報告しなければならない。

なお、各認定審査員の審査結果についても、同時に報告しなければならない。

4 段位認定会を開催する支部及び全麵協会員は、段位認定部が作成した「素人そば打ち段位認定会開催と運営の手引き」等を参照し、できる限り全国統一した基準により、段位認定会が実施されるように努めなければならない。

第10条 審査員選考委員会

段位認定会の技能審査およびその他の審査を公平・公正かつ適正に実施するため、その審査を行う審査員を選考する「段位認定審査員選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会の構成および運営については別に定める。

第11条 認定審査員

段位認定会における審査を公平・公正かつ適正に行うため、全麵協に次の審査員を置く。

(1) 特任審査員

特任審査員は、全麵協顧問、相談役、参与および全国審査員の経歴を有する者の中から適任者を理事長が委嘱する。

(2) 全国審査員

全国審査員は全麵協五段位認定者で、五段位に認定後2年以上経過している者で全麵協会費納入基準に定める個人として納入基準額を納付している者の中から次の条件を満たす者を「選考委員会」が選定し、理事会の承認を経て理事長が任用する。

全国審査員はすべての段位認定会審査ができるものとする。

- ① 全麵協の活動に積極的に貢献している。
- ② そばに関する高度な知識を有している。
- ③ 素人そば打ち段位認定制度に精通している。
- ④ 公平・公正な技能審査実績を有し、人格的に優れている。

(3) 地方審査員

地方審査員は、四段位に認定され、全麵協が実施する「地方審査員 任用講習会の受講を修了し、段位認定部会における書類審査を経て、「選考委員会」で適任であると認める者で全麵協会費納入規程に定める個人として納入基準額を納付している者を理事会に報告し任用する。

地方審査員は、既に任用されている三段位認定者は初段位認定会、四段位認定者は初段位及び二段位認定会、五段位認定者は初段位、二段位及び三段位認定会における審査ができる。

2 地域認定会および支部認定会における審査委員長は、全国審査員または本基本要綱第14条に定める指定指導員若しくは段位認定事業部が適任であると認めた者でなければ選任することはできないものとする。

3 四段位及び五段位認定会においては、受験申込み時、所属団体の代表者の押印又は推薦を受けることとなっているが、この推薦された者が受験する段位認定会には、当該推薦者は審査員となることはできないものとする。

第11条の2 名誉師範、師範、師範代

前条第1項の特任審査員として委嘱していた審査員で、段位認定制度の発展に多大な功績があり、かつ、一般社団法人全麵協の運営に大きな貢献をした審査員に対して理事長が、名誉師範、師範、師範代のいずれかの称号を贈呈することができるものとする。

前項の称号については、審査員としての委嘱年数、審査回数、貢献度等を総合的に勘案して理事長が決定するものとする。

第12条 段位認定会における審査員数

段位認定会の公平・公正を期すため、次の各号に定める複数の審査員による審査を行うものとする。

- (1) 基本要綱第8条第1号で定める「地域認定会における審査員は5名で、全国審査員および地方審査員で構成するものとする。
- (2) 基本要綱第8条第2号で定める「支部認定会」における審査員は5名以上で、特任審査員、全国審査員および地方審査員で構成するものとする。
- (3) 基本要綱第8条第3号で定める「全国認定会」における審査員は5名以上で、特任審査員および全国審査員で構成するものとする。

第13条 書類審査選考員および筆記試験等審査官の指名

四段位の四段位の事前審査（小論文、取得単位）および五段位認定会一次審査における問題、課題の作成および採点作業等は、別に定めるところにより行うものとする。

2 五段位認定会の、筆記試験および意見発表審査の審査員は、段位認定事業部で学識経験者、地域振興専門家及び全麵協役員等の中から適任者を選定し、理事長が委嘱するものとする。

第14条 指定指導員

- (1) 全麵協に指定指導員を置く
- (2) 指定指導員は、段位認定事業部が四段位又は五段位に認定されている者の中からそばに関する高い知識及び技能を有し、かつ人格的にも他から尊敬され、そば打ち指導者として段位認定制度の普及に貢献できると認められる者で、全麵協会費納入規程に定める個人会員として納入基準金額を納付している者の中から推挙し、理事長が指名した者をもってあてる
- (3) 指定指導員は、段位普及部長の指示により第4条第2項の任務を遂行するものとする
- (4) 指定指導員の運用に関する事項は別に定める

第15条 全麵協認証そば道場等の開設

- (1) 全麵協は、会員から申請があったときは、そば打ちの技術・知識の普及を図るために全麵協が認証するそば打ち道場（以下「認証道場」という）の開設を承認し、これを運営させることができるものとする
- (2) 全麵協は前項事業を推進するため研修センターを設置する。
- (3) 前項の認証道場の開設手続、運用に関する事項は別に定める。

第16条 段位認定登録者等の管理

全麵協は、第9条の規定により、段位認定会開催会員から、段位を認定した者の報告を受理したときは、「段位認定登録者名簿」に登載し管理するものとする。

2 段位認定会を開催した全麵協会員は、段位認定会に応募した者、受験応募したが受験できなかった者、棄権した者、不合格になった者、失格した者については、全麵協事務局に報告するものとする。全麵協

事務局は、報告を受理したときは、それぞれの名簿に登載し管理するものとする。

3 全麵協会員は、所属する段位認定登録者の登録事項に変更を生じたときは、速やかに、様式第3号「段位認定登録者の登録事項変更届」により、全麵協事務局に報告しなければならない。

段位認定登録者名簿の登録事項のうち、認定番号、氏名、住所(市区町村まで)、所属している団体名、認定年月日、認定会場については公開する。

第17条 疑義の解決

この要綱及び実施基準規程、審査方法等で疑義が生じた場合は、段位認定部で調査検討するものとする。この場合重要な事項については理事会に諮り承認を得るものとする。

付則

- 1 この要綱は、平成15年6月20日から施行する。
- 2 全麵協素人そば打ち段位認定制度実施要領(平成9年7月10日制定)は廃止する。
- 3 この要綱は、平成17年5月14日から施行する。
- 4 この要綱は、平成17年8月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成18年5月13日から施行する。
- 6 この要綱は、平成20年5月9日から施行する。
- 7 この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

ただし、この要綱施行時点で、既に段位認定会開催について理事長の承認を受けた認定会については、旧要綱の規定を適用する。

- 8 この要綱は、平成24年5月12日から施行する。
- 9 全麵協素人そば打ち段位認定制度実施要綱(平成17年5月14日制定)は廃止する。
- 10 この基本要綱は、平成26年5月17日から施行する。
- 11 この要綱は、平成26年12月15日から施行する。
- 12 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 13 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
14. この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

素人そば打ち段位認定制度審査基準規程

第1条 目的

この規程は、一般社団法人全麵協(以下「全麵協」という)素人そば打ち段位認定制度基本要綱(以下「基本要綱」という)第7条に基づき「素人そば打ち段位認定制度」(以下「段位認定制度」という)の実施に関する実施基準及び実施方法について定めることを目的とする。

第2条 段位認定審査実施要領

段位認定審査は、初段位から三段位までは技能審査を、四段位は書類審査及び技能審査を、五段位は一次審査、筆記試験、意見発表及び技能審査を行う。

1 技能審査

技能審査は、水回し、こね、のし、切りの4工程と事前準備、衛生並びに服装検査、事後の後始末状態について、本審査基準規程第4条に定める「段位認定技能審査基準」(以下「審査基準」という)及び別表に定める「技能審査チェック項目」等により審査する。

① そば粉の量

技能審査で使用する「そば粉」と「つなぎ粉(小麦粉)」の重量は、審査基準規程第4条のとおり審査する段位により定める。

② 審査で使用する道具

技能審査で使用する道具類は、手打ちにより製麺するものとするが、地域性を考慮し判定する。ただし、「半自動送りの包丁」など手打ちを補助するための道具は認めない。

認定会審査時に使用される用具類は、段位認定会主催者(以下「主催者」という)が用意するものとするが、包丁、切り板、こま板、麺棒等の小間物は、受験者が持参して使用することができる。

ただし、段位認定会主催者が用意する木鉢については、地域認定会においては外径約48cm、支部認定会および全国認定会においては外径約54cmのもの、ふるいについては、網目40目又は32メッシュで外径約24cmのもので、木鉢、ふるいとも全麵協が統一した規格のものを使用するものとする。

③ 審査で使用する材料

審査で使用する材料は、段位認定会主催者が用意する「そば粉」「つなぎ粉(小麦粉)」及び「水」の3点とし、これ以外の材料は認めない。

④ 審査の所要時間

技能審査の所要時間は、開始の合図があつてから終了の合図があるまで40分間とする。ただし、この時間を若干超過して終了した場合でも失格とせず採点を行うものとする。

なお、開始前の手洗い、衛生、服装検査、終了後の後始末検査に要した時間は、この時間内に含まれない。

⑤ 切り幅

切り幅は、おおむね1.5mmから2.0mmを基準とし、地域の特徴を考慮するものとする。「切り揃え率」及び「つながりの長さ」は、本審査基準第4条の段位別に定める基準により判定する。

⑥ 姿勢

認定審査会におけるそば打ちの姿勢は、地域の特色を考慮して立つ、座る等の打ち方は問わないが、その姿勢、態度に品性があるかどうかについて判定する。

⑦ その他

食品衛生の観点から、爪、頭髪の手入れ、衣服の品性、清潔感等についても審査するほか、作業中のそば粉等のこぼれ、道具、衣服、身体の汚れ方、道具の後始末の状態についても審査判定する。

2 事前審査および一次審査

- ① 四段位認定会の受験を希望する者は、自己の所属する全麵協正会員である団体代表者の承認を受けた上、「四段位認定書類事前申込書」、これまでのそばに関する活動を証明する単位取得状況、全麵協から出題されたそばの知識等に関する小論文の課題についての回答文書を、全麵協に提出して事前審査を受けなければならない。この事前審査に合格しなければ技能審査を受験することができない。
- ② 五段位認定会の受験を希望する者は、自己の所属する全麵協正会員である団体代表者の推薦を受けた上、「五段位認定一次審査申込書」と、これまでの活動状況を記載した書類とともに、全麵協から出題された課題についての小論文を提出して第一次書類選考を受け、これに合格しなければ筆記試験を受験することができない。
- ③ 四段位認定会における書類審査、五段位認定会における筆記試験は、そばの栽培、品種、栄養、健康、そばの歴史、文化、全麵協および段位認定制度の理解度等そばについての幅広い知識を審査するほか、そば普及の貢献度や活動状況について精査し、さらに意見発表等により人物評価を行い総合的に判定する。
- ④ 四段位認定会事前審査および五段位認定会一次審査、筆記試験の結果は、技能審査結果と併せて総合的に判定するものとする。

第3条 段位別受験資格等

基本要綱第6条に基づき段位別受験資格、再受験までの期間及び受験の条件等は、次のとおりとする。

1 段位別受験資格

① 初段位

そば打ちを職業としない年齢13歳以上の者であれば何人も受験することができる。

② 二段位

基本要綱第6条第2号の定める要件を満たしており、初段位に認定後1年以上経過している者は、受験することができる。

③ 三段位

基本要綱第6条第2号の定める要件を満たしており、二段位に認定後1年以上経過している者は、受験することができる。

④ 四段位

基本要綱第6条第2号に定める要件を満たしており、三段位に認定後2年度以上経過し、全麵協正会員代表者から推薦を受けることができる者は、受験することができる。

⑤ 五段位

基本要綱第6条第2号に定める要件を満たしており、四段位に認定後3年度以上経過し、全麵協正会員代表者から推薦を受けることができる者は、受験することができる。

2 受験資格期日の算定基準

- ① 受験資格の経過年数は、段位認定会の実施日を基準とする。
- ② 受験資格で上位段受験の経過年数で15日間以内の日数不足までは、期間を満たしているものと認める。
ただし、定期的に実施される段位認定会において、開催日程により、これによりがたいときは段位認定部と協議するものとする。
- ③ 四段位、五段位の受験資格は、年度で定められているが、この年度は、4月1日から翌年3月31日までを1年度として算定するものとする。

3 認定講習会の受講

- ① 四段位又は五段位の認定会を受験する者は、そばに関する高度な知識を有し、さらに全国各地のそば仲間との普及活動や貢献活動等に関する情報交換を行い、地域の指導者としての見識を高めるための、全麵協が実施する四段位又は五段位認定講習会を受講しなければならない。
- ② この認定講習会は、上位段認定会の受験機会が3回与えられる。この回数を超えて事前審査、一次審査、筆記試験及び技能審査に合格しなかった場合は、再度認定講習会を受講しなければならない。ただし、全麵協が実施するそば打ち技術講習会を受講した者は、認定講習会を受講したものとみなす。

4 再受験までの期間

認定会において不合格になった場合は、「審査結果」を参考にして研鑽・練習を積むことが必要であり、その期間として再受験までの期間として次の通り設定する。この期間に満たない場合は、段位認定会を受験することはできない。

該当段位	再受験期間
初段位	2か月以上
二段位	6か月以上
三段位	1年間以上
四段位	1年間以上

5 重複応募の禁止

多くの受験希望者に受験機会を公平・公正かつ平等に与えるため、複数の「段位認定会」に重複して応募する「重複応募」は禁止する。これが発覚した場合は、応募したすべての「段位認定会」の受験を無効とし、納付した受験料は返却しないものとする。

第4条 段位認定審査技能基準

1 初段位

そば粉の量は700g(そば粉500g、つなぎ粉200g)とする。

- ① そば打ちが40分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が60%以上である。
- ③ そばを持上げても20cm位につながっている。
- ④ 打つ姿勢が堂々として落ち着いている。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれが少なく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。また、道具の始末

がきちんとできている。

2 二段位

そば粉の量は 1000 g (そば粉 800 g、つなぎ粉 200 g) とする。

- ① そば打ちが 40 分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が 70%以上である。
- ③ そばを持上げても 23 cm位につながっている。
- ④ 打つ姿勢が堂々として落ち着いている。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。また、道具の始末がきちんとできている。

3 三段位

そば粉の量は 1500 g (そば粉 1200 g、つなぎ粉 300 g) とする。ただし、年齢が 75 歳以上で本人が希望する場合は 1200 g (そば粉 1000 g、つなぎ粉 200 g) とすることができる。

- ① そば打ちが 40 分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が 90%以上である。
- ③ そばを持上げても 25 cm位につながっている。
- ④ 打つ姿勢が非常に堂々として落ち着いている。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

4 四段位

そば粉の量は 1500 g (そば粉 1400 g、つなぎ粉 100 g) とする。ただし、年齢が 75 歳以上で本人が希望する場合は 1200 g (そば粉 1100 g、つなぎ粉 100 g) とすることができる。

- ① そば打ちが 40 分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が 95%以上である。
- ③ そばを持上げても 25 cm以上につながっている。
- ④ 打つ姿勢が非常に堂々として落ち着いており、品格がある。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

5 五段位

そば粉の量は 1500 g (そば粉 1500 g、つなぎ粉なし) とする。ただし、年齢 75 歳以上で本人が希望する場合は 1200 g (そば粉 1200 g、つなぎ粉なし) することができる。

- ① そば打ちが 40 分で終了している。
- ② そばの切揃え率が 95%以上である。
- ③ そばを持上げても 25 cm以上につながっている。
- ④ 打つ姿勢が非常に堂々として落ち着きがあり、風格がある。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

第5条 受験料と認定料

1 受験料

段位認定会の受験者は技能審査受験申込の時に、次の受験料を段位認定会主催者に納入しなければならない。

ただし、四段位認定会事前審査受験者は、当該審査受験申込時に 2000 円、五段位認定会一次審査

受験者は、当該審査申込時に 3,000 円の受験料を全麵協に納入しなければならない。

段位	受験料	全麵協正会員団体に所属していない者 および正会員団体に所属していても納入基準額を納付していない者	備考
初段位	6,000 円	7,000 円	
	4,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
二段位	8,000 円		
	4,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
三段位	10,000 円		
四段位	20,000 円		
五段位	30,000 円		

※ 学生は、高校生以下とする。

2 認定料

段位認定会において段位を認定された者は、次の認定料を全麵協に納入しなければならない。

段位	認定料	全麵協正会員団体に所属していない者および正会員団体に所属していても納入基準額を納付していない者	備考
初段位	5,000 円	8,000 円	
	4,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
二段位	6,000 円		
	4,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
三段位	12,000 円		
四段位	20,000 円		
五段位	30,000 円		

3 返金

受験料及び認定料は返金しないものとする。

第6条 その他

この審査基準規程の運用にあたり、疑義あるときは段位認定事業部で検討するものとする。ただし、重要な事項については、理事会に諮り解決するものとする。

附則

- 1 この実施基準は、平成 15 年 6 月 20 日から施行する。
- 2 「全麵協素人そば打ち段位認定」実施基準(平成 9 年 7 月 10 日制定)は、廃止する。
- 3 この実施基準は、平成 17 年 5 月 14 日から施行する。
- 4 この実施基準は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

- 5 この実施基準は、平成 18 年 5 月 13 日から施行する。
- 6 この実施基準は、平成 18 年 9 月 17 日から施行する。
(認定講習会受講後の受講機会改正)
- 7 この実施基準は、平成 19 年 2 月 4 日から施行する。
(非会員の受験料、登録料改正)
- 8 この実施基準は、平成 19 年 5 月 12 日から施行する。
(受験者準備物から「ふるい」を削除)
- 9 この実施基準(17 年 5 月 14 日制定)は、廃止する。
- 10 この実施基準は、平成 22 年 6 月 15 日から施行する。ただし、受験資格基準については、平成 22 年 9 月 1 日以降に開催される段位認定会から適用するものとする。
- 11 この規程は、平成 26 年 5 月 17 日から施行する。
- 12 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 14 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する

素人そば打ち段位認定制度 認定審査員規程

第1条 目的

この規程は、一般社団法人 全麵協(以下「全麵協」という)が、素人そば打ち段位認定制度基本要綱(以下「基本要綱」という)および同審査基準規程(以下「審査基準規程」という)に基づき実施する段位認定会における審査員による審査が公平・公正・公明で、かつ統一的な見解により実施されるよう認定審査員及び認定審査に関する事項について定めることを目的とする。

第2条 認定審査員の選任及び任期

基本要綱第11条に定める、認定審査員の選任および任期は次のとおりとする。

(1) 特任審査員

- ① 特任審査員(以下「特任審査員」という)は、段位認定部が推挙し、理事会において承認し理事長が委嘱する。ただし、段位認定部で推挙するにあたっては、各支部の意見を聴取するものとする。
- ② 特任審査員の任期は3年とし再任を妨げない。ただし、原則として3期を限度とする。

(2) 全国審査員

- ① 全国審査員は五段位認定者で、五段位認定から2年以上経過している者の中から、基本要綱第11条第2項に規定する条件を完全に満たしており、段位認定部において活動状況等について精査し、真に適任と認められる者を段位認定審査員選考委員会(以下「選考委員会」という)で推挙し、理事会に諮って理事長が任用する。
- ② 全国審査員の任期は5年とし、活動状況、適格性等について選考委員会において審査し更新するものとする。
- ③ 前2項による任用または更新手続きする時は、任用または更新手数料30,000円を全麵協に納入しなければならない。
- ④ 全国審査員は全麵協が開催する全国審査員研修会に出席し、審査技術の向上に努めなければならない。

(3) 地方審査員

- ① 地方審査員は四段位に認定され、基本要綱第4条第4項および第11条第3項に基づき全麵協が行う「地方審査員任用講習会」の受講を修了し、全麵協正会員代表者から推薦を受け、段位認定部における書類審査の上、選考委員会で適格性等についての審議を経て、理事長が「地方審査員認定証」「地方審査員カード」を交付して任用する。
- ② 地方審査員の任期は5年間とし、再任用を希望する場合は、その時点で更新の手続きをしなければならない。
- ③ 前2項による任用又は更新手続きをするときは、任用又は更新手数料10,000円を全麵協に納入しなければならない。
- ④ 前号の更新手続きをする場合は、4条で定める「地方審査員審査技術研修会」(以

下「技術研修会」という)の研修を5年間で3回以上の受講を経て再度活動状況についての書類審査を受けるものとする。

第3条 特任審査員・全国審査員会議

- (1) 段位認定部は第1条に規定する目的を達成するため、必要に応じて特任審査員・全国審査員合同会議又は個別の会議を開催するものとする。この会議は、地方審査員および段位認定会を開催する全麵協正会員(以下「開催主催者」という)並びに段位認定会受験者等から出された審査に関する疑問や質問に対して、統一した見解を示すとともに、審査員相互の見解の相違やバラツキについて協議し、審査が公平・公正に行われるようにするために開催するものとする。
- (2) 特任審査員・全国審査員合同会議又は個別の会議結果については、全麵協ホームページ等で速やかに公開し、地方審査員、段位認定会開催主催者及び段位認定会受験者等に知らせ、審査の公平・公正を期すものとする。

第4条 地方審査員審査技術研修会

段位認定部は各支部と連携して、地方審査員任用講習会とは別に審査技術研修会を開催するものとする。この技術研修会は地方審査員として必要な知識と審査技術について研修を行うとともに、認定審査の模擬体験等を実施し地方審査員としての審査技能の向上を図るものとする。

第5条 段位認定会における審査員の選考

- (1) 段位認定会における審査員の選考は、段位認定部が行うものとする。
- (2) 段位認定部は、地方審査員名簿を作成し、段位認定会における審査員として従事した状況を把握し、できる限り多くの地方審査員が審査を体験できるように配慮するものとする。

第6条 認定審査員の責務

- (1) 認定審査員は、全麵協の主幹事業である素人そば打ち段位認定制度における段位認定会の審査員を務めているという自覚を持ち、審査のときだけでなく日々の言動にも十分配慮しなければならない。
- (2) 全国審査員及び地方審査員は、審査技能を向上させるため自己研鑽を怠らず、また、段位認定制度の普及と信頼性を高めるための活動を積極的に行わなくてはならない。
- (3) 全国審査員及び地方審査員は、全麵協及び各支部の行う各種行事、研修会等に積極的に参加して自己の審査能力の向上に努めなければならない。
- (4) 認定審査員は、審査員を務めた時に知りえた受験者の個人情報や審査結果及び得点などを絶対に他に漏らしたり、他に利用してはならない。
- (5) 認定審査員は審査上発生した課題、問題点及び段位認定制度の発展と普及についての提案を、全麵協事務局を通じて段位認定事業部に報告しなければならない。

第7条 段位認定会開催主催者(以下、開催主催者という)の責務

- (1) 開催主催者は段位認定部及び各支部並びに選任した審査員と連連して、公平・

公正かつ公明な段位認定会の開催及び審査が行われるよう努めなければならない。

- (2) 開催主催者は個別の審査結果を受験者に交付し、審査結果を明らかにしなければならない。
- (3) 開催主催者は、受験者の個人情報や審査結果の得点などを絶対に他に漏らしたり、他に利用したりしてはならない。
- (4) 開催主催者は、各審査員の審査結果及び段位認定会の審査並びに運営上の課題、問題点や提案についても全麵協事務局に報告しなければならない。
- (5) 開催主催者は、段位認定部が各支部と連携して開催する地方審査員審査技術研修会等にも積極的に参加するとともに、段位認定部が発行する「段位認定会開催と運営の手引き」を参照し、公平・公正かつ公明で円滑な段位認定会が開催できるように努めなければならない。

第8条 認定審査員の取消

全麵協認定審査員が次の各号の一に該当するときは、認定審査員としての認定を取消すものとする。この場合認定審査員台帳の登載を抹消するとともに、交付してある審査員認定証を速やかに全麵協に返還しなければならない。

- (1) 認定審査員の審査が公平・公正でないと言念が持たれる場合及び受験者の個人情報や審査結果を漏らす行為があり、段位認定事業部からの要請に基づき理事会において認定審査員として不適任であると認めたとき。
- (2) 認定審査員本人から辞任の申出があったとき。
- (3) 地方審査員が更新手続きを行わなかったとき。ただし、外国赴任、病気入院等で更新手続きが行えない特別な事由がある場合は除く。

第9条 疑義の解決

本規程に疑義が生じたときは、段位認定事業部で検討して解決するものとする。ただし、重要な事項については理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成22年6月15日から施行する。

この規程は、平成24年12月3日から施行する。

この規程は、平成25年2月18日から施行する。

この規程は、平成26年5月17日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

一般社団法人 全麵協
素人そば打ち段位認定制度・全国認定会実施細則

第1章 総則

(目 的)

第1条 この細則は、一般社団法人全麵協素人そば打ち段位認定制度基本要綱(以下「基本要綱」という)第8条第3号に規定する、「全国認定会」の実施に関し細部事項を定めることを目的とする。

(全国認定会の主催者及び専門チームの編成)

第2条 全国認定会的主催者は、一般社団法人全麵協の本部(以下「全麵協本部」という)とする。

2 全麵協本部は、全国認定会を円滑かつ厳正・公平に運営するため「全国認定会専門チーム」(以下「専門チーム」という)を編成するものとする。専門チームを構成する専門チーム員は、全麵協本部で選考し、理事長が任用する。

3 全麵協本部は、全国認定会を開催するときは、当該認定会が適正・公平に実行されるように主管する支部と企画、予算、実行体制等について緊密な連携をとるものとする。

第2章 四段位認定会

(四段位技能審査認定会の開催)

第3条 全麵協各支部において四段位技能審査認定会を開催するときは、おおむね1年前に開催日時、場所を選定して、全麵協本部に申請するものとする。

2 全麵協本部は、前項の申請に基づき、四段位認定会を受験する希望者を掌握し、事前審査を経て受験者を原則として居住地内の支部に割振りその数に応じて開催期日を決定するものとする

(四段位認定会 事前審査)

第4条 四段位認定会は全麵協素人そば打ち段位認定制度審査基準規程(以下「審査基準」という)第3条第3項の規定に基づく「四段位認定講習会」の受講を修了し、審査基準規程第2条第2項に定める「事前審査」に合格しなければ技能審査を受験することができない。

2 四段位認定会事前審査受験資格があり、受験の申込み希望を提出し、審査基準規程第2条第2項に定める事前審査関係の書類を受領した時は、事前審査を受験したものとし、正当な理由がなくその回答をしなかった場合は事前審査不合格とする。

3 事前審査の小論文等、小論文等の出題および採点は、専門チームが行う。

4 活動状況については、「ZEN 麵ライセンス規約」による単位取得得点を採点することとする。

5 事前審査の採点結果は、技能審査の結果と合せて認定の可否に加味させるものとする。

(四段位技能審査認定会の主管)

第5条 全国認定会のうち四段位技能審査認定会(以下「四段位認定会」という)開催を実行する主管は、全麵協の各支部とする。

2 四段位技能審査認定会を主管する各支部は、当該認定会実行委員会を編成するものとする。

(四段位認定会技能審査の実行)

第6条 四段位認定会の技能審査は、年度内各支部1か所乃至2か所で開催するものとする。

ただし、特別の事由のあるときは理事会の承認を得てこの基準を超えて開催することができるものとする。

- 2 四段位認定会技能審査の審査員は、全麵協本部において選考するものとする。
- 3 四段位認定会技能審査で審査に使用するそば粉及び小麦粉(つなぎ粉)は、専門チーム員の中で指定した者が試し打ちを実施した上で選定し、各支部の技能審査会場でほぼ同一のそば粉(つなぎ粉)を使用するものとする。
- 4 四段位認定会の最終合否は、技能審査の審査員及び専門チーム代表者で構成する「審査員会議」において決定するものとする。

第3章 五段位認定会

(五段位認定会 一次審査)

第7条 五段位認定会 一次審査の受験を希望する者は、審査基準規程第2条第2項第2号の規定により全麵協正会員代表者の推薦を受け、これまでの活動状況および全麵協から出題された小論文を提出して、一次審査を受験しなければならない。

2 一次審査に提出された活動状況および小論文の論題等の出題と採点は、専門チームが行い、その合否を決定する。

3 活動状況については、第3条第4項の規定と同様に「ZEN 麵ライセンス規約」による単位取得得点を採点するものとする。

4 五段位認定会 一次審査の受験を希望する者は、全麵協から送付された活動状況および小論文の課題等を受理した時点で一次審査の受験したものとみなし、正当な理由なくその小論文等の書類を提出しなかった場合は一次審査不合格とする。

(五段位認定会 筆記試験)

第8条 審査基準規程第2条第2項第2号の定める五段位認定会 筆記試験は、次条に定める4科目について実施するものとする。

2 筆記試験は、全麵協本部が実施し、その出題、採点業務は専門チームが行うものとする。その場合できる限りそばに関する専門家の助言を得て参考とするものとする。

(五段位認定会 筆記試験科目)

第9条 筆記試験の科目は、次のとおりとする。

- ア 全麵協・段位認定制度の概要
- イ ソバの品種・栽培
- ウ ソバの栄養・健康
- エ そばの歴史・文化

2 筆記試験は意見発表、技能審査(以下「本審査」という)の前に受験し、筆記試験全科目に合格しなければ、本審査を受験することはできないものとする。

(五段位認定会本審査実行委員会の編成)

第10条 全国認定会のうち五段位認定会本審査(以下「五段位認定会本審査」という)開催を実行するは、全麵協本部が指定する支部とする。

(2) 五段位認定会本審査の実行の指定を受けた支部は、当該本審査実行委員会を編成するものとする

(五段位認定会本審査意見発表)

第11条 本審査のうち意見発表審査は、次のとおり実施する。

- (1) 意見発表は基本要綱第13条第2項に規定する審査官(以下「審査官」という)が課題を提示し、その課題に対する意見発表について審査採点する。
- (2) 採点項目と配点は、全麵協・段位認定制度に関する理解度 30、リーダーシップ 20、協調性 10、積極性 10、そばよる地域貢献度 20、総合評価 10 の合計 100 点とし、真に五段位認定者としてふさわしい人物かどうかを重点に審査採点する。
- (3) 意見発表の審査結果は、受験者に通知しないものとする。

(五段位認定会本審査 技能審査)

第 12 条 本審査のうち、技能審査は次のとおり実施する。

- (1) 技能審査の審査員は、専門チームが特任審査員及び全国審査員の中から選考するものとする。
- (2) 技能審査に使用するそば粉については、専門チームが試し打ちの上「開催主管」と連携し選定するものとする。
- (3) 技能審査は、技能審査チェック項目、全国審査員統一見解等に基づき、五段位認定者にふさわしい技量を持っているか否かについて厳格に審査するものとする。
- (4) 技能審査結果は、受験者に通知するものとする。

(五段位認定会 最終合否決定)

第 13 条 五段位認定会審査結果についての最終合否判定は、一次審査、筆記試験意見発表、技能審査の各審査員代表者(各審査委員長、選考員又は審査員)及び専務理事並びに段位認定部長で編成する「五段位認定会 合否判定会議」により総合的に判定し、理事長が決定するものとする。

第4章 受 験 料

(受験料)

第 14 条 四段位認定会事前審査及び五段位認定会一次審査を受験申込みをした者は、審査基準規程第5条第1項に規定する受験料とは別に、次の受験料を全麵協に納入するものとする。

段位(審査・試験)	受験料
四段位 事前審査	2,000円
五段位 一次審査	3,000円

注) 審査基準規程 第5条第1項の受験料

段 位	受験料
四 段 位	20,000円
五 段 位	30,000円

第5章 経 費

第 15 条 全国認定会の経費負担は次のとおりとする。

- (1) 素人そば打ち段位認定制度審査基準規程第5条第1項及び前11条に規定する受験料は、全麵協の収入とする。
- (2) 審査員等に対する謝礼、交通費、宿泊費等は、「段位認定審査員等に対する謝礼支払い助成に関する規程(以下「謝礼及び助成規程」という)の規定により全麵協本部が支給するものとする。
- (3) 全国認定会開催に際して現地に派遣され、認定会業務の任務に当たる専門チーム員の交通費、宿泊費等については、全麵協本部が謝礼及び助成規程の定めるところにより支給するものとする。

- (4) 主管支部は、全国認定会開催前に必要経費概算見積書、開催後には清算書を全麵協本部に提出するものとする。

(経費負担)

第 16 条 全国認定会の経費負担は次のとおりとする。

- (1) 前第14条に規定する受験料は全麵協本部の収入とする。
- (2) 全麵協本部は、全国認定会の開催主管に対し、必要経費について支給するものとする。
開催主管が支出できる支出項目はおおむね次の通りとする。
 - ① 会場費(会場借上げ費、会場設営費)
 - ② 印刷費(開催パンフレット、開催報告書)
 - ③ 会議費(印刷費、飲み物・茶菓子)
 - ④ 実行委員会費(要員の交通費、弁当代)
- (3) その他の経費については、全麵協本部と主管支部が事前に協議して決定するものとする。

付 則

1 (一次審査、筆記試験及び意見発表審査の免除)

五段位認定会において本審査を受験し合格できなかった者の内、総合得点は合格点に達しているが、技能審査得点が合格点以下であった者は、次回1回に限り五段位認定会の一次審査、筆記試験および意見発表の審査を免除するものとする。

2 この付則は、平成31年4月1日から施行する。

全種協素人そば打ち段位認定 技能審査チェック項目

○:確認項目、◎:重要確認項目、●:高いレベルで確認項目 ※三～五段位の●では上段位ほど精度の高さが問われる

		初段	二段	三段	四・五段	配点	合格基準点				
							初段	二段	三段	四段	五段
準備衛生	《事前準備》 道具の準備・取扱いが適切であること					10	10	10	10	10	10
	①道具類は適切な位置に配置されているか(必要に応じて養生されているか)	●	●	●	●						
	②道具類の手入れはよいか	●	●	●	●						
	③ゴミ箱や代用となり得るものを持ち込んでいないか	●	●	●	●						
	《衛生面》 身支度が衛生的であり、見苦しくないこと 事前に衛生検査を実施し判定する										
①爪の手入れ(短かく、汚れが無いこと) マニキュアの有無、手指の傷の有無	●	●	●	●							
②調理に相応しい服装で、清潔感があり、着こなしは見苦しくないか	●	●	●	●							
③その他衛生面の配慮に欠ける事柄はないか	●	●	●	●							
水回し・こね(練り)	《水回し》 粉の性質を熟知しているか 加水、水の浸透が十分にされているか					30	23	25	26	28	30
	①ふるい通し・粉の混合は良いか	●	●	●	●						
	②水のこぼれ、粉の散逸はないか(手荒さ・こぼれ具合)	●	●	●	●						
	③各回毎の加水は均一に粉に浸透できているか	◎	●	●	●						
	④各回毎の加水量は適切か	○	◎	●	●						
	⑤手の汚れは適切に落とし、木鉢も汚れてないか	○	◎	●	●						
	⑥手の動きや姿勢は良いか(身体のバランスはよいか・手先に頼っていないか)	○	◎	●	●						
	⑦加水量は適切か(見極め、硬過ぎ軟らか過ぎはないか)	◎	●	●	●						
	⑧無駄のない作業が出来ているか	◎	◎	●	●						
	《こね(練り)の行程》 手際よく加重され、むらなく練られていること										
①こね(練り)に移行するタイミングの見極めは良いか	◎	●	●	●							
②こね(練り)(適度な練込み・全体の調合)はできているか	◎	●	●	●							
③身体の使い方は適切か(腕の力だけに任せていないか)	○	◎	●	●							
④菊練り(練りの仕上げ具合・円滑さ・形・艶の具合)はよいか	○	◎	●	●							
④へそ出し(出っ尻・手際良さ・形・空気を混入させない)はできているか	○	●	●	●							
⑤手洗い・粉落としを行っているか	●	●	●	●							
⑥そば玉の養生はされたか	●	●	●	●							
⑦汗の落下はないか	●	●	●	●							
のし	《延しの行程》 適切な大きさ・形・均等な厚さに延されているか					20	13	14	16	19	20
	①餠出し(地延し(手の当て方・手際良さ・丸の形状・厚さ・大きさ)は良いか)	○	◎	●	●						
	②丸出し(手際良さ・丸の形状・厚さ・大きさ・延し跡)は良いか	○	◎	●	●						
	③四つ出し(手順・手際良さ・巻き付け・形状・大きさ・均質さ)は良いか	○	◎	●	●						
	④肉分け(見極め・手順・手際良さ・形状)は良いか	○	◎	●	●						
	⑤麺の適切な長さを確保しているか(見極め・手順・手際良さ・形状)	○	●	●	●						
	⑥本延し(手際良さ・延しムラ・形・幅・大きさ)は良いか	◎	●	●	●						
	⑦たたみ方(手順・手際良さ・重ね方)は良いか	◎	●	●	●						
	⑧麵棒の使い方(握り方・圧のかけ方・リズム感・延し棒と巻き棒の使い分)	◎	◎	●	●						
	⑨麵体に穴・破れはないか、表面は乾燥していないか	●	●	●	●						
	⑩打ち粉の使い方(適所・適量・散逸具合)は適正か	○	○	●	●						
	⑪汗の落下はないか	●	●	●	●						
⑫各工程の時間配分と作業の効率は良いか	◎	◎	●	●							
切り	《きり(包丁)の行程》 切り幅が均等で、リズムよく切られ、切り屑が少ないこと					20	12	13	14	18	20
	①打ち粉の使い方(適所・適量・散逸具合)は適正か	○	◎	●	●						
	②麺生地置き方(扱い方・持ち上げ方・置き方)は良いか	○	◎	●	●						
	③包丁さばき(リズム感・スピード・バランス良さ・当て方の角度・空打ち)は良いか	◎	●	●	●						
	④姿勢(構え・こま板の押さえ方・安定具合・足の構え)は良いか、力み過ぎはないか	●	●	●	●						
	⑤包丁で麺打ち台を傷つけないよう配慮はされているか	●	●	●	●						
	⑥切り幅は適当か、切り揃えは良いか、最終1/3～1/4の対処方法出来ているか	◎	◎	●	●						
	⑦コマ幅(一定間隔の取り方)は良いか	○	◎	●	●						
	⑧さばき(手際良さ・打ち粉の落とし具合)は良いか	○	◎	●	●						
	⑨出来上がり(揃え・生舟への入れ方)は良いか	○	◎	●	●						
	⑩いかだはないか	○	◎	●	●						
	⑪切り残しはないか、切り屑は少ないか	◎	◎	●	●						
⑫汗の落下はないか	●	●	●	●							

技能審査チェック項目の補足説明

審査項目		補足説明											
全般事項	技能審査全般	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度、平成24年度 全国審査員会議における統一見解は廃止する。 ・技能7割、熱意・姿勢3割の点数配分は変えないが、高段位の審査になるほど姿勢や風格の評価を厳しくする。 ・流儀・流派・地域性によって加点、減点はせず、そば打ち作業の基本の理解度、効率性、合理性について評価する。 ・審査員からの受験者への声かけは不公平感を持たれるので慎む。 ・審査員が審査のために麺生地に触れることはよいが、受験者の作業の妨げにならないようにすること。 											
	衛生準備	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">配点</td> <td>段位によるあらかじめの減点はしない。</td> </tr> <tr> <td>服装関係</td> <td>服装はそば打ちにふさわしいものとし、審査員の判断による。</td> </tr> <tr> <td>手洗い</td> <td>審査時間外なので審査項目としない。</td> </tr> <tr> <td>汗</td> <td>汗一滴1点減点とし、各工程ごとに審査する。確認した審査員のみが減点し、審査員相互の情報を共有する対象とはしない。</td> </tr> <tr> <td>けがの処置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・審査開始前に審査員の指示に従う。 ・作業中の包丁によるけがは減点もしくは手技を中止させる。 </td> </tr> <tr> <td>事前の道具清掃</td> <td>審査会の開始前に行うこと。</td> </tr> </table>	配点	段位によるあらかじめの減点はしない。	服装関係	服装はそば打ちにふさわしいものとし、審査員の判断による。	手洗い	審査時間外なので審査項目としない。	汗	汗一滴1点減点とし、各工程ごとに審査する。確認した審査員のみが減点し、審査員相互の情報を共有する対象とはしない。	けがの処置	<ul style="list-style-type: none"> ・審査開始前に審査員の指示に従う。 ・作業中の包丁によるけがは減点もしくは手技を中止させる。 	事前の道具清掃
配点	段位によるあらかじめの減点はしない。												
服装関係	服装はそば打ちにふさわしいものとし、審査員の判断による。												
手洗い	審査時間外なので審査項目としない。												
汗	汗一滴1点減点とし、各工程ごとに審査する。確認した審査員のみが減点し、審査員相互の情報を共有する対象とはしない。												
けがの処置	<ul style="list-style-type: none"> ・審査開始前に審査員の指示に従う。 ・作業中の包丁によるけがは減点もしくは手技を中止させる。 												
事前の道具清掃	審査会の開始前に行うこと。												
水回し	1 木鉢	三段以上の審査は全麵協指定のものを使用(直径54cm)。											
	2 ふるい	全麵協指定のものを使用(32メッシュまたは40目)。直径24cm											
	3 加水	<ul style="list-style-type: none"> ・加水量の配分、方法は審査員の判断で評価する。 ・加水し過ぎで「打ち粉」を混ぜた場合は減点する。 ・手のひらに水をとることは妥当とする。 											
	4 水回し	揉み手、擦り手、あおり手など手法については問わない。											
こね練り	菊練り	・「三段位」以上の審査では「菊練り」が終わったら最低一人の審査員がその状態を審査し、確認する。											
	手洗い	・練り作業中の手洗いは特に規定しない。											
延し	延しの方法	波のし、巻き延し、手の形等は審査員の判断による。											
	ひび割れ	延しでひび割れや裂け目が出た場合、作業の前に戻って判定するかどうかは審査員の判断による。											
	麵棒の角度	審査員の判断による。											
	麵棒の種類、本数	審査員の判断による。(エンボス麵棒、4本以上)											
切り	切り板の確認	切板の凸凹の確認作業の有無については審査に問わない。											
	包丁の始末	包丁を無造作に打ち台に置くことは減点する。											
	切り揃え	切り揃え率は、審査員の見た目で判断する。											
	麵の断面	麵の断面は正方形(厚みと幅が同じ)であることが望ましい。											
	包丁使い	落とし切り、押し出し、えぐり包丁は審査員の判断による。											
	切りくず	<ul style="list-style-type: none"> ・切りくずの量は厳正に審査する。 ・切りくずを隠すなど不正行為は厳しく減点する。 											
打ち粉	使用量	<ul style="list-style-type: none"> ・使用量は二段以下は300g以下、三段以上は400g以下を目安とする。 ・使用方法、量は審査する。 											
	追加	打ち粉の追加は減点対象とする。(ずる玉に練りこむ、打ち粉入れのぶちまけ)											
片付け	配点	段位によるあらかじめの減点はしない。											
	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・作業途中での「終了宣言」は認めるが状況は厳しく審査する。 ・終了後の態度は審査する。(姿勢、声かけ、道具に触れる等) 											
	諦め	途中で諦めた受験者には厳しい評価をする。											
その他	プロフィール	申込書に記載されたプロフィールは「総合評価」の対象とする。											
	受験者の人数	一組12名以内、一日60人を限度とするが、極端な少人数の審査会は認めない。											

全麵協研修センター使用状況(平成30年8月～令和元年8月)

全麵協本部事務局

	月日	時間	項目	備考
1	8月24日	14:00～17:00	執行役員会	
2	6月26日	13:00～17:00	専門チーム会議	
3	10月4日	15:00～17:00	立正大学生そば打ち体験教室	
4	10月9日	15:00～17:00	五段位認定会スタッフ打合せ	
5	10月11日	9:00～17:00	開所式	
6	11月5日	10:00～14:00	フジテレビ収録	
7	11月10日	17:00～19:00	五段位認定会懇親会	
8	11月15日	9:00～20:00	開所式、理事会、懇親会	
9	11月23日	13:00～17:00	TOKYO 蕎麦塾	
10	12月3日	10:00～17:00	テレビ朝日収録	
11	12月17日	13:00～17:00	研修センター活用会議、執行役員会	
12	12月24日	13:00～17:00	宮城手打ちそば研究会	
13	1月12日	13:00～17:00	鵜蕎の会	
14	1月17日	13:00～19:00	慶応大学生そば打ち体験教室	30名
15	1月18日	13:00～17:00	支部改編検討委員会	
16	1月19日	9:00～19:00	平成30年度五段位認定者研修会	
17	1月20日	9:00～17:00	平成30年度五段位認定者研修会	
18	1月21日	13:00～17:00	東日本支部会議	
19	1月29日	18:00～21:00	個人使用	1名
20	2月11日	13:00～17:00	専門チーム会議	
21	2月22日	14:00～17:00	平成31年度事業計画検討会議	
22	3月5日	10:00～17:00	そば打ち体験教室(台湾)	8名
23	3月7日	13:00～20:00	理事会	
24	3月16日	10:00～17:00	台東区民そば打ち体験教室	16名
25	3月18日	9:00～17:00	鵜飼特任審査員デモ打ち撮影	
26	3月20日	17:00～19:00	台東区そば打ち体験教室	3名
27	3月23日	13:00～17:00	鵜蕎の会	
28	3月25日	13:00～17:00	東日本支部会合	
29	3月31日	13:00～17:00	東京そばの会	
30	4月13日	9:00～17:00	TOKYO 蕎麦塾	
31	4月27日	13:00～17:00	鵜蕎の会	
32	5月18日	13:00～17:00	台東区そば打ち体験教室	3名
33	5月21日	18:00～20:00	台湾高校生そば打ち体験教室	14名

全麵協研修センター使用状況(続き)

	月日	時間	項目	備考
34	5月25日	13:00~17:00	鵜蕎の会	
35	6月8日	13:00~17:00	TOKYO 蕎麦塾	
36	6月15日	9:00~17:00	全国審査員研修会	
37	6月22日	13:00~17:00	鵜蕎の会	
	以下予定			
38	6月29日	9:00~17:00	全国審査員研修会	
39	6月30日	9:00~17:00	専門チーム会議	
40	7月6日	9:00~17:00	本部主催そば打ち教室	
41	7月13日	9:00~17:00	指定指導員研修会	
42	7月20日	9:00~17:00	本部主催そば打ち教室	
43	8月3日	9:00~17:00	本部主催そば打ち教室	
44	8月17日	9:00~17:00	本部主催そば打ち教室	
45	8月24日	9:00~17:00	台東区勤労者サービスセンターそば打ち体験教室	

平成30年度 SOBA MEISTER 認証者

DIAMOND SOBA MEISTER (1000単位) 3名

認定単位	氏名	所属団体
1 1124	芳田 時夫	栃木のうまい蕎麦を食べる会
2 1045	田中 浩三	さいたま蕎麦打ち倶楽部
3 1013	岩本 百合子	江別手打ちそば愛好会

PLATINUM SOBA MEISTER (500単位) 26名

認定単位	氏名	所属団体
1 662	梶谷 清	なにわ天下茶屋そば打ち倶楽部
2 653	大久保 文司	伊勢崎蕎麦ゆうゆう会
3 643	鳥海 修一	さいたま蕎麦打ち倶楽部
4 604	小川 伊七	杉戸麺打愛好会小川道場
5 596	尾林 武雄	栃木のうまい蕎麦を食べる会
6 588	岩瀬 正	伊勢崎蕎麦ゆうゆう会
7 577	篠原 美文	尾道そば道場
8 575	小島 裕樹	手打ちそばグループ百花
9 574	小畑 豊	なにわ天下茶屋そば打ち倶楽部
10 573	赤松 年加津	そば工房 赤松塾
11 567	服部 渉	江別手打ちそば愛好会
12 564	近藤 知代恵	ふくいそば打ち愛好会
13 551	安里 為任	NPO法人信州そばアカデミー
14 543	樽見 二三男	彩蕎一門会
15 534	井出 一男	NPO法人信州そばアカデミー
16 534	須藤 久男	北の郷 そば工房
17 530	梶川 光二	分岐流・彩次郎蕎麦打ち会
18 526	田中 高二	ふくいそば打ち愛好会
19 526	山本 剛	備中そばりえの会
20 525	後藤 篤雄	いしかり手打ちそば同好会
21 521	田中 正美	さいたま蕎麦打ち倶楽部
22 518	瀧波 弘子	ふくいそば打ち愛好会
23 518	小野 マサル	江戸流手打ち蕎麦 鶴合之衆
24 512	縄田 陽子	そば打ち倶楽部 絆
25 511	塚越 智	いしかり手打ちそば同好会
26 503	高橋 卓三	札幌新川そばの会

GOLD SOBA MEISTER (300単位) 35名

認定単位	氏名	所属団体
1 495	掛札 久美子	いばらき蕎麦の会
2 448	萩原 敏彦	さいたま蕎麦打ち倶楽部
3 432	砂野 信	NPO法人フードラボ蕎麦打ち部
4 421	金子 雄二	さいたま蕎麦打ち倶楽部
5 411	仲山 徹	いばらき蕎麦の会
6 403	桑子 政勝	伊勢崎蕎麦ゆうゆう会
7 382	吉本 詩朗	さいたま蕎麦打ち倶楽部
8 374	酒井 富二男	ふくいそば打ち愛好会
9 364	齋藤 スミ	とちぎ蕎和会
10 361	柿川 徳子	平尾台手打ちそば倶楽部
11 360	三村 幸彦	NPO法人信州そばアカデミー
12 358	一宮 良樹	江戸流手打ち蕎麦 轟そばの会
13 351	大沼 健太郎	淡海そば打ち倶楽部
14 346	石川 明秀	NPO法人そばネット埼玉
15 344	朝山 政光	千歳夢工房手打ちそばの会

GOLD SOBA MEISTER (300単位) 続き

認定単位	氏名	所属団体
16 343	藤田 宜且	いしかり手打ちそば同好会
17 341	新平 貞巳	和泉蕎麦倶楽部
18 339	北崎 サエ子	平尾台手打ちそば倶楽部
19 338	湊 弘美	北の郷 そば工房
20 337	島村 良三	NPO法人 熊谷そば打ち会
21 335	野崎 剛	奈井江手打ちそば道光会
22 334	干川 重之	群馬奥利根連合そば会
23 329	春日 輝基	NPO法人信州そばアカデミー
24 327	小坂橋 秀夫	さいたま蕎麦打ち倶楽部
25 326	牧野 功	永沢寺そば打ち愛好会
26 323	宮本 勝喜	江戸流手打ち蕎麦 鶴合之衆
27 322	新井 忠好	NPO法人信州そばアカデミー
28 322	新崎 照幸	常路麺打ち愛好会
29 321	土屋 照雄	江戸流手打ちそば二・八の会
30 320	渡部 隆夫	分岐流・彩次郎蕎麦打ち会
31 314	青柳 良	千葉県そば推進協議会
32 312	内田 正則	七望流そば道場
33 311	多田 貴子	西宮そば打ち同好会
34 309	市川 宗信	栃木のうまい蕎麦を食べる会
35 306	熱田 成治	江戸流手打ち蕎麦 鶴合之衆

SILVER SOBA MEISTER (200単位) 52名

認定単位	氏名	所属団体
1 295	岡部 洋子	江戸流手打ちそば二・八の会
2 282	長澤 行起	さいたま蕎麦打ち倶楽部
3 267	安井 良博	江戸流手打ちそば二・八の会
4 264	永松 ゆきえ	平尾台手打ちそば倶楽部
5 263	池上 雄二	NPO法人信州そばアカデミー
6 263	平岡 啓史	北海道そば研究会
7 258	星崎 輝夫	我孫子そばの会
8 258	羽豆 良宏	千歳夢工房手打ちそばの会
9 256	柿川 宏	平尾台手打ちそば倶楽部
10 255	白内 拓郎	おしゃまんべそば打ちサークル
11 255	大瀬 渡	蕎麦道場 大瀬庵
12 251	林 良一	NPO法人信州そばアカデミー
13 248	大塚 輝夫	千葉県そば推進協議会
14 248	百瀬 洋一	信州そば道場
15 246	平野 由美	和泉蕎麦倶楽部
16 243	佐藤 靖子	奈井江手打ちそば道光会
17 242	竹澤 健一郎	ふくいそば打ち愛好会
18 240	寺門 清貴	たかばやし蕎麦研究会
19 236	練木 民恵	そば津うなかも福朗会
20 234	杉原 輝美	上市そば道場
21 234	原 幸男	北海道そば研究会
22 230	福田 佐津子	江別手打ちそば愛好会
23 228	小森 康弘	とちぎ蕎和会
24 227	小林 安晴	道南ブロック手打ちそば推進協議会
25 226	原田 路美	平尾台手打ちそば倶楽部
26 225	等々力 直美	江戸流手打ちそば二・八の会
27 225	岩永 輝生	NPO法人 熊谷そば打ち会
28 225	山口 満	千歳夢工房手打ちそばの会

SILVER SOBA MEISTE (200単位) 続き

認定単位	氏名	所属団体
29	223 種山 和久	彩蕎一門会
30	220 石井 昭一朗	千葉県そば推進協議会
31	217 小澤 達司	奈井江手打ちそば道光会
32	215 馬場 兼雄	江戸流手打ち蕎麦 轟そばの会
33	214 船山 次朗	栃木のうまい蕎麦を食べる会
34	214 齋藤 博	千葉県そば推進協議会
35	213 三澤 武人	NPO法人 越前そば連合
36	212 芳沢 昌裕	いしかり手打ちそば同好会
37	211 道下 昭夫	金沢湯涌そばの会
38	210 芝池 忠彦	七望流そば道場
39	210 金田 一教	札幌新川そばの会
40	209 仲田 米實	江戸流手打ち蕎麦 轟そばの会
41	209 大塚 利夫	江戸流手打ち蕎麦 轟そばの会
42	209 森田 操	栃木のうまい蕎麦を食べる会
43	208 米川 恵子	北の郷 そば工房
44	207 米川 雅子	いばらき蕎麦の会
45	207 米田 隆一	NPO法人 泉北そば打ち普及の会
46	206 高井 修二	札幌蕎道会
47	205 田中 洋範	恵庭手打ちそばの会
48	204 用松 治子	平尾台手打ちそば倶楽部
49	203 潤田 朋子	そば津うなま福朗会
50	202 島山 久夫	江戸流手打ちそば二・八の会
51	201 酒井 ヨシ	栃木のうまい蕎麦を食べる会
52	200 五十嵐 英男	江戸流手打ちそば青山学舎

SOBA MEISTER (100単位) 104名

認定単位	氏名	所属団体
1	196 印南 研一	たかばやし蕎麦研究会
2	195 林 誠司	平尾台手打ちそば倶楽部
3	190 田中 義男	江戸流手打ちそば二・八の会
4	189 宮本 敏文	当麻町そば研究会
5	188 本田 敏朗	平尾台手打ちそば倶楽部
6	184 成田 直喜	いしかり手打ちそば同好会
7	183 林 勝三	そば打ち倶楽部 絆
8	176 中野 嘉男	平尾台手打ちそば倶楽部
9	175 田中 紀子	平尾台手打ちそば倶楽部
10	175 五十嵐 幸也	宮城手打ちそば研究会
11	164 三島 捷平	我孫子そばの会
12	161 小屋 和子	平尾台手打ちそば倶楽部
13	161 代市 一夫	生命の森蕎麦打ち倶楽部
14	160 飯塚 利茂	生命の森蕎麦打ち倶楽部
15	159 柳澤 秀俊	江戸流手打ちそば二・八の会
16	159 佐々木 哲朗	大島そば同好会
17	158 梅沢 実	分岐流・彩次郎蕎麦打ち会
18	158 山中 敏章	NPO法人 泉北そば打ち普及の会
19	156 佐野 憲久	さいたま蕎麦打ち倶楽部
20	155 米山 辰二郎	NPO法人信州そばアカデミー
21	155 高橋 宣一	大島そば同好会
22	154 齊藤 晴美	河内そば打ち会
23	150 大塚 恵司	とちぎ蕎和会
24	148 山本 信夫	全十勝手打ち蕎麦推進協議会
25	146 河西 徹	江戸流手打ち蕎麦 轟そばの会
26	144 中條 善弘	信州そば道場
27	142 坪田 和伸	NPO法人 越前そば連合

SOBA MEISTER (100単位) 続き

認定単位	氏名	所属団体
28	142 青木 治	宝塚専心会
29	140 川鍋 敏雄	NPO法人そばネット埼玉
30	139 鈴木 重晴	そば塾すだか
31	138 加藤 宏一	いしかり手打ちそば同好会
32	138 益川 正行	そば塾すだか
33	137 山口 仁爾	江戸流手打ちそば二・八の会
34	137 川村 洋一	いしかり手打ちそば同好会
35	137 東尾 泉津	和泉蕎麦倶楽部
36	136 村松 秀雄	NPO法人信州そばアカデミー
37	136 小林 光朋	とちぎ蕎和会
38	136 松本 剛雄	大島そば同好会
39	134 小林 茂	常陸そばの会
40	132 小泉 正明	千葉県そば推進協議会
41	132 大内 直人	全十勝手打ち蕎麦推進協議会
42	131 佐藤 政志	千葉県そば推進協議会
43	128 澤田 眞	千葉県そば推進協議会
44	128 多鹿 雅昭	なにわ天下茶屋そば打ち倶楽部
45	128 酒井 茂	つくば手打ち蕎麦研究会
46	127 栗山 進	栃木のうまい蕎麦を食べる会
47	126 綾部 信雄	栃木のうまい蕎麦を食べる会
48	126 河井 曜子	おしゃまんべそば打ちサークル
49	125 権代 直樹	ゆかいな麺々
50	124 浅見 眞市	秩父そば打ち倶楽部 蕎楽館
51	124 松岡 弘武	北広島手打ちそば愛好会
52	124 磯田 憲昭	手打ちそば仲間倶楽部
53	123 山本 博文	永沢寺そば打ち愛好会
54	123 今庄 勝弘	札幌蕎道会
55	123 溜島 光則	ネバーランドそば打ち研究会
56	122 石川 則夫	とちぎ蕎和会
57	122 矢島 和夫	杉戸麵打愛好会小川道場
58	121 渡辺 憲雄	大島そば同好会
59	121 岩崎 よし子	こもれび蕎麦の会
60	120 青木 清	伊勢崎蕎麦ゆうゆう会
61	120 石原 正和	北の郷 そば工房
62	120 福田 貞子	清原手打ちそばの会
63	120 小柳 繁芳	我孫子そばの会
64	120 岸本 敬子	神戸手打ちそばの会
65	119 中津 浩	北の郷 そば工房
66	119 伊藤 敏一	NPO法人そばネット埼玉
67	118 折原 茂夫	彩蕎一門会
68	118 米井 千秋	なにわ天下茶屋そば打ち倶楽部
69	116 中西 佳子	そば津うなま福朗会
70	116 宮川 忠男	上市そば道場
71	116 岡田光雄	手打ちそば教室 蕎麦善
72	115 杉本 勝美	平尾台手打ちそば倶楽部
73	115 松坂 実	江別手打ちそば愛好会
74	115 殿界 進二	永沢寺そば打ち愛好会
75	115 井野 孔昭	福島手打ちそばの会
76	114 田村 新一	江戸流手打ち蕎麦 轟そばの会
77	114 原田 裕治	こもれび蕎麦の会
78	114 三馬 登志恵	恵庭手打ちそばの会
79	114 奥田 政章	名寄地区手打ちそば愛好会
80	114 福永 武郎	播州そばの学校
81	113 宮永 三喜男	彩蕎一門会
82	113 鯨井 邦夫	NPO法人 熊谷そば打ち会

SOBA MEISTER (100単位) 続き

認定単位	氏名	所属団体
83	113 林 久晴	こもれび蕎麦の会
84	113 西原 賢三	つくば蕎麦愛好会
85	112 小井田 美恵子	栃木のうまい蕎麦を食べる会
86	112 永井 幸一	秩父そば打ち倶楽部 蕎楽館
87	111 井上 治	清原手打そばの会
88	111 辻本 博一	七望流そば道場
89	110 築地 泰臣	NPO法人信州そばアカデミー
90	110 柴崎 友子	杉戸麺打愛好会小川道場
91	108 植村 保男	大島そば同好会
92	107 菅原 正	名寄地区手打ちそば愛好会
93	106 上原 文吾	秩父そば打ち倶楽部 蕎楽館
94	105 池田 茂	伊勢崎蕎麦ゆうゆう会
95	105 古山 アヤ子	清原手打そばの会
96	105 阪尾 週二	久喜そば倶楽部
97	105 森 鎮雄	常陸そばの会
98	104 小林 孝雄	つくば手打ち蕎麦研究会
99	104 山口 昌彦	江戸流手打ち蕎麦 鶴の会
100	103 城 幸夫	NPO法人そばネット埼玉
101	103 杉村 静子	おしゃまんべそば打ちサークル
102	103 鈴田 孝行	清原手打そばの会
103	102 橋本 玲子	おしゃまんべそば打ちサークル
104	101 増淵 哲夫	とちぎ蕎和会

□地方公共団体正会員・正会員

北海道支部

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
1	幌加内町	町長 細川 雅弘	074-0492	北海道雨竜郡幌加内町幌加内 幌加内町役場 地域振興室そば振興係	飯沼 剛史	0165-35-2121	
2	新得町	町長 浜田 正利	081-8501	北海道上川郡新得町三条南4-26 新得町役場 産業課観光係	加賀谷 敬	0156-84-0522内123	
1	幌加内町そば祭り実行委員会	委員長 清原 覚	074-0411	北海道雨竜郡幌加内町幌加内1299 JAきたそらち幌加内支所内	事務局長 塚田 隆		090-6872-3623
2	(株)北村そば製粉	代表 北村 忠一	074-0401	北海道雨竜郡幌加内町平和		0165-35-2701	
3	北海道そば研究会	会長 斉藤 馨	006-0816	北海道札幌市手稲区前田六条5-3-5	平岡 啓史	011-684-1561	
4	札幌手打ちそば愛好会	会長 牧野 博巳	005-0861	北海道札幌市南区真駒内254-263	事務局長 細谷 幸夫	011-592-6003	090-2812-4968
5	苫小牧手打ちそば愛好会	会長 高谷 晶美	059-1271	北海道苫小牧市澄川町5-25-13	事務局長 西谷 晃	0144-67-1789	
6	いしかり手打ちそば同好会	会長 藤田 宜且	002-8011	北海道札幌市北区太平十一條5-4-13	事務局長 塚越 智	011-773-3669	090-5075-6639
7	奈井江手打ちそば道光会	代表 丸山 勝孝	079-0314	北海道空知郡奈井江町南町6区		0125-65-6163	090-9088-5144
8	そば食楽部 北竜	代表 中村 尚一	078-2503	北海道雨竜郡北竜町碧水151-1		0164-34-3200	090-3119-2546
9	幌加内そば工房 坂本	代表 坂本 勝之	074-0403	北海道雨竜郡幌加内町下幌加内		0165-35-3227	
10	札幌新川そばの会	代表 佐伯 昌夫	065-0021	北海道札幌市東区北二十一条東23-5-10-806	事務局長 原田 昌彦	011-783-4226	090-8633-8230
11	当麻町そば研究会	会長代行 木下 和夫	078-1304	北海道上川郡当麻町四条西3-1-50	事務局長 川上 紗智子	0166-84-2539	090-9522-0871
12	みなみ製粉株式会社	代表取締役 太田 道郎	005-0849	北海道札幌市南区石山612		011-591-1429	090-7514-4575
13	北海道ダッタンそばの会	会長 青木 佐次郎	064-0823	北海道札幌市中央区北三条西28-2-1 有限会社長命庵内	事務局長 若松 敏己	011-641-9355	090-1761-5588
14	中標津手打ちそばささ敷学校	代表 上原 芳昭	086-1137	北海道標津郡中標津町伎橋14線83-3	事務局長 長淵 豊	0153-73-1145	080-6092-4369
15	北の郷 そば工房	代表 赤松 幸一	003-0832	北海道札幌市白石区北郷二条6-8-8		011-871-2961	090-3892-4541
16	全十勝手打ち蕎麦推進協議会	代表 折笠 政弘	089-0614	北海道中川郡幕別町緑町40-12		0155-54-4472	090-3462-8898
17	北海道空知上砂川手打ちそば愛好会	代表 加賀谷 政清	073-0222	北海道空知郡上砂川町下鶴南一条3-3-4	事務局長 斉藤 琢也	0125-62-2011	090-8905-3945
18	北広島手打ちそば愛好会	会長 橋本 博道	061-1125	北海道北広島市稲穂町東6-3-21		011-372-5301	090-5079-4291
19	道南ブロック手打ちそば推進協議会	代表 小林 安晴	049-4501	北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山100-35			090-3394-5688
20	音更蕎麦研究会	代表 市川 智寛	080-0104	北海道河東郡音更町新通1-13-11		0155-42-3550	090-1526-0109
21	名寄地区手打ちそば愛好会	会長 奥田 政章	098-0516	北海道名寄市風連町緑町30-20		01655-3-3321	
22	沼田雪中そば倶楽部	会長 川邊 敏隆	078-2201	北海道雨竜郡沼田町旭町3-3-47		0164-35-2666	090-5983-3386
23	中標津手打ちそば同好会	代表 服部 峰雄	086-1006	北海道標津郡中標津町東六条南6-1-12		0153-73-4258	090-8901-6080
24	多寄町そば打ち愛好会	代表 森下 悠次	098-0475	北海道士別市多寄町36線西1		0165-26-2157	080-1890-2157
25	登別蕎麦道場	代表 中山 満晴	059-0035	北海道登別市若草町4-16-9		0143-82-6077	090-9756-6816
26	雨竜町手打ちそば同好会	代表 宮崎 清人	078-2641	北海道雨竜郡雨竜町第10町内	事務局長 金山 豊	0125-77-2609	0125-77-2609
27	東家うさぎの会	代表 佐藤 洋輔	064-0804	北海道札幌市中央区南四条西1-6 東家本店		011-231-4572	090-7653-9832
28	幌加内そばたん会	代表 番水 一光	074-0022	北海道深川市北光町2-32-18	事務局長 井上 正恵	0164-22-6819(会社)	090-1643-9604
29	そば打ち倶楽部 絆	代表 縄田 陽子	062-0001	北海道札幌市豊平区美園一条3-2-11 る・パレ美園1番館1号室		011-885-0317	090-8708-3236
30	じぞう庵そば塾	会長 吉住 吉春	073-0001	北海道滝川市北滝の川1001		0125-22-5388	
31	江別手打ちそば愛好会	会長 服部 渉	067-0024	北海道江別市朝日町3-52		011-383-6280	090-9436-2160
32	Aネットそば打ち研究会	会長 名内 公一	070-0816	北海道旭川市川端町6条9-1-1	事務局 島田 裕一	0166-51-8813	090-5580-8813
33	馬追手打ちそばの会	会長 中野 政光	069-1331	北海道夕張郡長沼町銀座南1-9-14		0123-88-3130	090-3394-7081
34	幌加内そばスクール	理事長 守田 秀生	074-0424	北海道雨竜郡幌加内町雨煙別	事務局長 鈴木 琢也	0165-35-3325	090-3115-6933
35	快適生活塾岩見沢手打ちそば同好会	会長 松重 彰伸	068-0835	北海道岩見沢市緑が丘3-200-6	事務局長 長田 正文	0126-23-6703	090-6215-6952
36	恵庭手打ちそばの会	会長 田中 洋範	061-1372	北海道恵庭市恵み野南2-6-13		0123-36-4320	090-6876-5746
37	最北そば畑の会	会長 春名 勉	097-0001	北海道稚内市末広3-2-24		0162-24-5882	090-4878-4828
38	東神楽町聖台手打ちそば研究会	会長 熊谷 隆一	078-8802	北海道旭川市緑が丘東2条4-7-3-33	事務局長 野崎 剛	0166-65-2632	090-5229-8808
39	朋練会	理事長 三浦 隆	098-3133	北海道天塩郡天塩町字オヌブナイ5511-8		01632-4-3023	090-7513-6626
40	室蘭手打ちそば愛好会	会長 堀 敏雄	050-0063	北海道室蘭市港北町4-1-4	事務局長 藤本 光一	0143-55-6316	090-9520-8060
41	幌加内そば道場運営委員会	委員長 坂本 勝之	074-0411	北海道雨竜郡幌加内町幌加内	事務局 林 勝三	0165-35-2369	080-2878-4159
42	小樽手打ちそば群衆の会	会長 林 勇司郎	047-0031	北海道小樽市色内3-5-15 櫛ユニカ内	事務局長 谷口 政史	0134-31-3001	090-5221-7580
43	恵庭川沿そば道場	会長 木村 幸治	061-1427	北海道恵庭市美咲野1-7-11	事務局長 渡邊 克之	0123-34-3350	090-6267-9786
44	そば道場旭川	会長 細谷 千代美	070-0815	北海道旭川市川端町5条8-2-30	事務局長 佐田 一男	0166-54-2215	090-8639-6261
45	分いしかり 札幌星置そば道場	代表 吉田 勝	006-0852	北海道札幌市手稲区星置二条5-10-6		011-685-4091	090-2693-9058
46	おたる手打ちそば同好会	代表 川合 澄子	048-2671	北海道小樽市オタモイ3-13-16		0134-26-1986	090-8428-9283
47	釧路そば打ち同好会	代表 作間 和雄	085-0811	北海道釧路市興津2-7-1		0154-91-6757	090-8902-9392
48	札幌蕎麦道会	代表 長谷川 勉	063-0822	北海道札幌市西区発寒二条2-1-13		011-667-0821	090-8270-5624
49	千歳夢工房手打ちそばの会	会長 山口 満	066-0033	北海道千歳市北光7-1-6	事務局長 朝山 政光		090-3113-2890
50	しべつ麺打ち愛好会	会長 山崎 勇	098-0475	北海道士別市多寄町36線東3		0165-26-2041	090-2051-9849

51	秩父別そば打ち同好会	会長 大池 豊	078-2100	北海道雨竜郡秩父別町1665-24	事務局 竹内 剛	0164-33-2635	090-9083-6947
52	手打ちそば倶楽部もせうし	会長 進藤 卓弥	074-0008	北海道深川市八条12-37	幹事長 片山 務	0164-22-5458	090-8634-7903
53	大曲手打ちそばの会	会長 谷口 和明	061-1276	北海道北広島市大曲緑ヶ丘4-5-9			080-1896-0961
54	おしゃまんべそ打ちサークル	会長 鹿島 英志	049-3521	北海道山越郡長万部町長万部448-3	白石 拓郎	0137-72-4545	090-8899-3615
55	上川そば打ち愛好会	会長 桜井 博文	078-1742	北海道上川郡上川町西町	片岡 仁	01658-2-3708	090-6219-8780
56	北海道幌加内高等学校	校長 永山 鑑造	074-0495	北海道雨竜郡幌加内町平和	事務局長 高田 美穂	0165-35-2405	090-2691-1293
57	手打ちそばグループ白花	代表 山田 英二	062-0906	北海道札幌市豊平区豊平六条3-2-35-606		011-833-3998	090-1381-9548
58	共和手打ちそば愛好会	代表 川本 孝一	048-2211	北海道岩内郡共和町前田11-127	村上 繁	0135-73-2090	090-3394-4056
59	北斗蕎麦打ち倶楽部	会長 関崎 泰博	049-0121	北海道北斗市久根別2-22-11		0138-73-2497	090-8213-7296
60	伊達手打ちそば愛好会	会長 菅原 哲雄	059-0272	北海道伊達市北黄金町66-20		0142-24-2494	090-5984-1972
61	幌加内手打ちそば雅の会	会長 中村 雅義	074-0413	北海道雨竜郡幌加内町雨煙内		0165-35-2063	090-1645-0184
62	北海道 蕎悠会	会長 小島 裕樹	056-0021	北海道札幌市東区北二十一条東18-2-25		011-787-0775	080-4865-1230
63	旭川手打ちそば笑練会	会長 倉持 四郎	079-8419	北海道旭川市永山9条11-4-5		0166-47-7810	080-5599-7810

東日本支部

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
1	喜多方市	市長 山口 信也	966-8601	福島県喜多方市御清水東7244-2 喜多方市役所 観光交流課	副主任主査 田中 威	0241-24-5237	
2	日光市	市長 大嶋 一生	321-1292	栃木県日光市今市本町1 日光市役所 観光振興課 観光事業係	湯澤 望	0288-21-5170	
1	うつくしま蕎麦王国協議会	会長 菅野 伸是	970-8043	福島県いわき市中央台鹿島2-40-4 なごみ庵内	事務局 安部 雅信	0246-31-2820	090-7070-3387
2	NPO法人そばネット埼玉	代表理事 阿部 成男	330-0843	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4-261-5		048-644-4466	090-8811-1206
3	会津そば塾	代表 唐橋 宏	965-0034	福島県会津若松市上町2-34		0242-27-5568	090-8787-3675
4	会津磐梯そば道場	代表 長谷川 徹	969-3301	福島県耶麻郡磐梯町磐梯字十王堂2038		0242-73-3436	
5	桜流蕎麦打ち研究会	会長 高崎 満	115-0053	東京都北区赤羽台4-17-18-911	事務局長 松本 一夫	03-3900-0201	
6	江戸流手打ち蕎麦 鶉の会	会長 齊藤 富士雄	121-0061	東京都足立区花畑4-11-6	事務局長 加藤 等	03-3883-0584	090-1223-5117
7	ふるさと寒河江そば工房	会長 鈴木 俊一郎	990-0523	山形県寒河江市八幡字川原919-6 JAさがえ西村山さくらんぼ会館内	松田 伸一	0237-86-1811	070-5475-2433
8	さいたま蕎麦打ち倶楽部	会長 野木 直衛	336-0843	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4-261-5	幹事長 菅野 博	048-858-1060	090-8007-3293
9	栃木のうまい蕎麦を食べる会	会長 芳田 時夫	321-0972	栃木県宇都宮市下川俣町208-27	事務局長 古滝 元三	028-662-0725	090-5219-7120
10	いばらき蕎麦の会	会長 人見 實徳	313-0103	茨城県常陸太田市下宮河内町820	事務局長 野上 公雄		090-4057-1838
11	会津山都そば協会	会長 鈴木 勝	969-4133	福島県喜多方市山都町広瀬田2432-1 会津山都そば道場 蕎道館 内	事務局 佐藤 拓也	0241-38-3075	090-4042-9084
12	江戸流手打ちそば青山学舎	会長 渡邊 正男	270-1103	千葉県我孫子市布佐西町65-6		04-7189-0928	090-7815-2111
13	江戸流手打ちそば二・八の会	代表 安井 良博	351-0103	埼玉県和光市諏訪原団地2-9-204	久保 洋治		090-8743-3376
14	たかばやし蕎麦研究会	会長 君島 照明	325-0107	栃木県那須塩原市高林98		0287-68-0027	
15	会津田島御蔵入そばの会	代表 皆川 洋一	967-0004	福島県南会津郡南会津町田島字田島柳6-1 (株)奈良屋内	事務局 猪股 裕一	0241-62-0156	090-1463-7519
16	群馬奥利根連合そば会	会長 宮田 優一	378-0076	群馬県沼田市秋塚町113			
17	分岐流・彩次郎蕎麦打ち会	会長 渡部 隆夫	347-0054	埼玉県加須市不動岡3-34-17		0480-62-0432	090-1119-1074
18	千葉県そば推進協議会	代表 石橋 ちづ江	260-0006	千葉県千葉市中央区道場北2-17-7 (株)昭和広告社内	事務局 和田 光司	043-225-4114	
19	千葉手打ち蕎麦の会	代表 勝山 富江	284-0001	千葉県四街道市大日915-18	事務局長 溝口 憲司	043-420-2233	090-3238-1575
20	二戸御法度の会	代表 佐藤 和夫	028-6103	岩手県二戸市石切所字大淵5-4		0195-23-2760	
21	蕎麦打ち道場 一寿の会	代表 板垣 一寿	959-2477	新潟県新発田市下小中山1024-15		0254-33-3480	090-8853-1682
22	いわせ蕎麦の会	代表 若林 正美	309-1347	茨城県桜川市富谷1096	事務局長 菱沼 良之	0296-75-3603	090-8104-9438
23	新潟つながるそばの会	代表 市村 照男	944-0131	新潟県上越市板倉区針385-4	新井 清明	0255-78-2818	090-2338-4830
24	さくら蕎麦の会	代表 杉山 忠秋	285-0858	千葉県佐倉市ユウカリが丘2-9-4	石村 美知子	043-462-2187	
25	TOKYO蕎麦塾	塾長 藤澤 剛	188-0003	東京都武蔵野市吉祥寺南町2-11-16-202	水上 博明	0422-26-5765	090-6105-3532
26	那須手打ち蕎麦倶楽部	代表 中原 利敬	325-0076	栃木県那須塩原市西新町118-129	事務局 布施 淑久	0287-63-7170	090-9393-7907
27	太田こだわり蕎麦の会	代表 加藤 志伸	373-0036	群馬県太田市由良町1390-4	鈴木 摩咲子	0276-31-0679	080-3007-7576
28	手打ちそば教室 蕎麦善	代表 嶋井 孝	345-0047	埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東1-13-11		048-478-8022	090-4545-0307
29	蕎麦の会 藤	代表 横山 忠弘	345-0043	埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野233-3		0480-35-0380	090-4957-5371
30	青森県そば研究会	代表 佐藤 重一	039-2406	青森県上北郡東北町旭北4-967-1		0176-56-5575	090-9089-0857
31	江戸流手打ちそば 鶉蕎の会	代表 小泉 好江	134-0084	東京都江戸川区東葛西6-41-6		03-5605-7505	090-4947-2146
32	いわきそば塾	塾長 根内 一彰	970-1143	福島県いわき市好間町小谷作字樋口66		0246-36-2657	080-1844-2770
33	杉戸蕎打愛好会小川道場	会長 小川 伊七	345-0037	埼玉県北葛飾郡杉戸町本島619		0480-38-1905	090-2221-3105
34	青葉手打ちそば教室 青蕎会	会長 渡邊 義昭	981-3214	宮城県仙台市泉区館1-5-15		022-379-4594	090-2955-5125
35	蕎麦喰地蔵尊 蕎麦打ち会	代表 畑 貞則	158-0087	東京都世田谷区玉堤2-10-17-104	事務局 石垣 佳之	03-3701-9041	090-3061-6420
36	大島そば同好会	会長 橋本 正希	963-8025	福島県郡山市桑野4-14-9		024-957-3744	090-8253-4033
37	江戸流手打ち蕎麦 鶉合之衆	代表 小野 マサル	300-1207	茨城県牛久市ひたち野東4-29-6	事務局 目黒 貞男	029-871-6748	090-8046-9058

38	NPO法人手打ちそば道場新宿村	代表 佐藤 和雄	184-0012	東京都小金井市中町3-24-14	事務局長 木村 啓至	042-383-7338	090-5549-4918
39	江戸流手打ち蕎麦 轟そばの会	会長 田中 悦朗	274-0073	千葉県船橋市田喜野井6-36-7		047-467-7915	090-6547-7457
40	東京そばの会	会長 小池 晃	132-0014	東京都江戸川区東瑞江1-52-4		03-3677-5934	090-3544-4689
41	伊勢崎蕎麦ゆうゆう会	会長 荻原 久和	372-0831	群馬県伊勢崎市山王町1196	事務局長 青木 清	0270-24-7703	080-1097-1889
42	安積そば同好会	会長 高橋 久	963-0111	福島県郡山市安積町荒井字河葉池7-46		024-945-9426	090-6225-3305
43	秩父そば打ち倶楽部 蕎麦館	代表 上石 良雄	368-0031	埼玉県秩父市上野町2-16		0494-23-4515	090-3339-6241
44	宮城手打ちそば研究会	代表 柏倉 寛充	981-3332	宮城県富谷市明石台3-3-16	水野 敏雄	022-351-2691	090-2950-7347
45	彩蕎一門会	代表 樽見 二三男	349-1111	埼玉県久喜市北広島623-3		0480-52-6486	090-2406-5931
46	神奈川そばフォーラム	会長 廣武 照明	223-0062	神奈川県横浜市港北区日吉本町3-29-22-602	副会長 石田 紀雄	045-561-8630	090-4018-6067
47	NPO法人 熊谷そば打ち会	代表理事 高橋 侑一	360-0037	埼玉県熊谷市筑波1-49		048-523-2469	090-4360-9666
48	石川そば同好会	会長 近内 康	963-7843	福島県石川郡石川町屋敷ノ入155-1	副会長 増子 勝昭	0247-26-2626	090-5849-8787
49	そば塾 彩蕎庵	会長 安田 武司	345-0047	埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東1-9-9	事務局長 小川 喜久次	0480-32-4399	080-1057-4426
50	郡山西地区そば打ち団体連合会	代表 高橋 寛之	963-0209	福島県郡山市御前南3-24	工藤 信一	024-966-2226	
51	とちぎ蕎和会	会長 小森 康弘	329-1104	栃木県宇都宮市下岡本町4525-2		028-673-2794	090-2763-3989
52	郡山そば同好会	代表 渡辺 樹太郎	969-1302	福島県安達郡大玉村玉井字出新田23-3	武田 藤男	024-348-3734	090-8424-3131
53	日本橋そばの会	会長 兼城 健	103-0011	東京都中央区日本橋大伝馬町13-5-1307	事務局 横田 節子	03-3668-0435	080-1085-7806
54	常路蕎打ち愛好会	会長 新崎 照幸	359-1101	埼玉県所沢市北中4-356-10		0429-21-5459	090-8684-3976
55	そば始め会	会長 高橋 良二	948-0134	新潟県十日町市上新井104-2	事務局 関口 真人	025-768-3031	090-2240-4807
56	せいち庵そば打ち倶楽部	会長 生沼 聖司	306-0234	茨城県古河市上辺見651		0280-32-7604	080-1208-5774
57	恒持庵	会長 坂本 始喜	369-1871	埼玉県秩父市下影森509	新井 辰信	0494-23-3899	090-9305-2247
58	久喜そば倶楽部	会長 田中 憲一	340-0143	埼玉県幸手市長間144		0480-48-1730	
59	手打ちそばサークル悠遊	会長 中井 吉弘	343-0041	埼玉県越谷市千間台西4-25-13	代表幹事 石田 任亨	048-974-4972	090-3200-8778
60	小山人手打ちそばの会	会長 武藤 光男	323-0007	栃木県小山市松沼513-4	事務局 平石 久夫	0285-37-0546	080-5088-2049
61	手打ちそばときわ会	会長 吉田 忠	963-4602	福島県田村市常葉町常葉字長繩107-1		0247-77-2671	090-2368-2272
62	仙台一番町そば塾	代表 日野 浩一	980-0823	宮城県仙台市青葉区桜ヶ岡公園4-1-813		022-221-1760	080-3323-4157
63	福島南向台そばクラブ	会長 佐藤 昭二	960-8143	福島県福島市南向台2-17-5		024-521-6342	090-7665-8143
64	つば蕎麦愛好会	会長 浅見 周司	300-1254	茨城県つくば市宝陽台24-3	事務局長 西原 賢三	029-873-9779	090-1618-0475
65	結乃會	会長 斉藤 巖	961-8091	福島県西白河郡西郷村熊倉字折口原226	事務局 森下 富夫	0248-25-2563	090-9531-9965
66	桃園そば打ち会	会長 田中 博文	164-0011	東京都中野区中央5-44-1		03-3381-7401	080-3537-1218
67	越後ながおかそばの会	会長 高木 貞男	940-0133	新潟県長岡市巻洲1-9-54	事務局長 小林 文雄	0258-53-6024	090-2172-7980
68	山形県庁そば研究会	会長 丹野 寛之	992-0118	山形県米沢市上新田953	幹事長 黒田 英昭		090-3362-6368
69	蓬田村そば打ち研究会	会長 桶田 武	030-1212	青森県東津軽郡蓬田村阿弥陀川字汐干23-2	事務局 森 喜壽郎		090-7064-6538
70	瀬戸口蕎打ち愛好会草加共生塾	代表 瀬戸口公子	340-0206	埼玉県久喜市西大輪2088-3	事務局 古高 晴彦	0480-58-5456	090-9139-4761
71	工房水神そば	会長 一ノ瀬 龍治郎	989-2464	宮城県岩沼市三色吉字水神11-1		0223-24-3828	080-2803-7943
72	けやき蕎麦打ち同好会	会長 中山 攻	344-0022	埼玉県春日部市大畑747-20		048-734-5162	090-3208-2545
73	ふくしまマスターズ11期生そば打ち愛好会	代表 須藤 武彦	960-0241	福島県福島市笹谷字大谷地25-4		024-528-7231	090-3120-2115
74	うつのみや 和楽の会	会長 堀内 信夫	321-0125	栃木県宇都宮市御田長島町362-1	事務局 柳田 博己	028-655-3435	
75	伊勢原蕎麦打ち倶楽部	代表 鈴木 一夫	259-1111	神奈川県伊勢原市西富岡5-8	事務局長 齊藤 聡	0463-91-0666	090-8103-4606
76	福島手打ちそばの会	会長 富田 美都男	960-0261	福島県福島市飯坂町中野字奴内31-3		024-542-0524	080-2275-7815
77	圏央手打そばクラブ	会長 樋口 正一	365-0024	埼玉県鴻巣市常光1322		048-541-5082	090-3348-6098
78	常陸そばの会	会長 長嶋 光行	316-0011	茨城県日立市塙山町1-30-6	事務部長 村田 勉	0294-36-0918	090-6464-9662
79	こもれび蕎麦の会	代表 林 久晴	270-1144	千葉県我孫子市東我孫子2-7-15		04-7185-1001	090-1532-5501
80	洋子蕎麦打ち倶楽部	会長 常世田 洋子	344-0117	埼玉県春日部市金崎1969-9	事務局 常世田 周治	048-745-1232	090-1796-7169
81	しらこぼと蕎麦打ち会	会長 小早川 実	343-0002	埼玉県越谷市平方1220-61220-6		048-974-0879	090-1768-0093
82	匠磋そばの会	会長 富永 昭一	289-3182	千葉県匠磋市今泉7890-4	事務局長 高橋 忠	0479-67-5087	090-2165-5078
83	北本蕎深会	会長 深井 昭芳	362-0014	埼玉県上尾市本町4-4-23-15	事務局 高柳 宜正	048-673-8833	090-3529-4890
84	蕎麦道場 かたくり舎	代表 志小田 勝雄	989-2111	宮城県亶理郡山元町坂元字新中永窪22-7		0223-38-1652	
85	白石興産(株)手打ち工房	副社長 横山 俊広	989-0208	宮城県白石市大畑1-1-2 白石興産(株)内	事務局 高橋 健一	0224-25-3101	080-1823-1676
86	つくば手打ち蕎麦研究会	会長 酒井 茂	300-1206	茨城県牛久市ひたち野西2-8-19	事務局長 小林 孝雄	029-895-7778	090-2564-5011
87	清原手打ちそばの会	会長 鈴木 孝行	321-3236	栃木県宇都宮市竹下町359-21		028-667-6680	080-1142-9178
88	一水蕎麦塾	代表 松沼 孝	323-0007	栃木県小山市松沼432		0285-37-0158	090-9683-2272
89	おぐにの郷	会長 齋藤 忠市	966-0022	福島県喜多方市熊倉町雄国字村中丙590	武藤 治吉	0241-25-7722	090-3642-0591
90	我孫子そばの会	会長 星崎 輝夫	270-1123	千葉県我孫子市日秀30-3		04-7187-0370	090-5197-4847
91	生命の森蕎麦打ち倶楽部	会長 代市 一夫	297-0017	千葉県茂原市東郷864-21		0475-26-2738	090-1422-7064
92	さの蕎麦の会	会長 石川 明秀	327-0014	栃木県佐野市天明町2257-1	事務局長 谷原 準一郎	0283-55-0092	080-5509-8870

93	浦和そば研究会	会長 秋谷 信一	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂4-6-2		048-699-6345	090-4831-7939
94	蔵ノ街蕎麦会	会長 布施 文二	328-0024	栃木県栃木市樋ノ口町46-9		0282-22-5275	090-3319-5279
95	武蔵野そばの会	会長 小尾 隆	188-0014	東京都西東京市芝久保町3-19-4		042-466-0781	090-2622-7058

中日本支部

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
1	南砺市	市長 田中 幹夫	939-1892	富山県南砺市城端1046 南砺市役所 交流観光まちづくり課	鷲塚 昇世	0763-23-2019	
1	信州松本そば推進協議会	代表 新保 力	390-8539	長野県松本市島立800 (株)市民タイムス	吉田 誠	0263-47-7777	080-1201-9814
2	茅野商工会議所	会頭 宮坂 孝雄	391-8521	長野県茅野市塚原1-3-20 経営支援課	山本 敦	0266-72-2800	090-9358-9991
3	越前そば道場	道場主 中山 晴夫	918-8007	福井県福井市足羽1-15-16	笈田 信幸	0776-35-3742	090-2090-6148
4	そば処 もえぎ野	代表 武田 修	390-1104	長野県東筑摩郡朝日村古見278		0263-99-3004	090-3584-3281
5	富山そば研究会	会長 森 一夫	939-8201	富山県富山市花園町1-9-8		076-422-0781	
6	ネバーランドそば打ち研究会	代表 大西 正	471-0044	愛知県豊田市新町4-3-14		0565-34-4410	090-4252-6516
7	やつおそば大衆	代表 青山 豊	939-8184	富山県富山市二俣新町111		076-429-3412	090-5172-3920
8	(株)高山製粉	代表取締役 高山 猛英	392-0015	長野県諏訪市中洲465-3		0266-52-1245	
9	遠州浜松 そば道場	代表 大森 正人	430-0856	静岡県浜松市中区中島1-31-1		053-463-2879	090-1982-3092
10	越中そばを楽しむ会	代表 水口 良山	930-0032	富山県富山市栄町2-2-16		076-423-2534	090-3763-8723
11	南砺利賀そば研究会	代表 浦辻 一成	939-2513	富山県南砺市利賀村上百瀬482 天竺温泉の郷内	事務局 竹花 佳子	0763-68-2447	
12	とこなめそば打ち道場	代表 小林 重森	479-0852	愛知県常滑市神明町1-150-3		0569-43-2261	090-7682-8011
13	NPO法人越前みやまそば元気の会	理事長 松村 公男	910-2214	福井県福井市福島町7-15-1	事務局 北川 健		090-4327-3314
14	手打ちそば仲間倶楽部	代表 小笹 富貴子	463-0051	愛知県名古屋守山区小幡太田1-8 アパレル小幡5-1108		052-795-7231	090-2134-1272
15	NPO法人信州そばアカデミー	理事長 赤羽 章司	399-0705	長野県塩尻市広丘堅石23-22		0263-54-2943	
16	ふくいそば打ち愛好会	代表 田中 高二	918-8011	福井県福井市月見4-7-19		0776-35-8143	090-2127-6973
17	信州そば打ち美蕎麦交流会	代表 中野 和朗	399-0703	長野県塩尻市広丘高出1313-1	事務局長 大和 丞次		090-4180-4799
18	新川学びの森そば打ち愛好会	代表 藤森 芳憲	937-0012	富山県魚津市東尾崎3538-2		0765-31-7938	090-1392-2293
19	上市そば道場	道場長 深澤 由紀子	939-3556	富山県富山市水橋中新町570-31	事務局長 坂井 和子	076-479-0386	090-7085-5526
20	佐久間新そば祭り実行委員会	代表 大見 芳	431-3901	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間429-1 NPOがんばらまいか佐久間内	事務局 河村 秀昭	053-965-1100	
21	飛騨市そば振興組合	組合長 川嶋 久尚	509-4201	岐阜県飛騨市古川町数河1885-1 そば処すごう内	事務局 宮沢 弘		090-1552-1278
22	立山そば倶楽部	代表 越 隆典	930-3261	富山県中新川郡立山町野町357-49	事務局 林 智博		090-5996-1718
23	黒部そば道楽	会長 能島 岩男	938-0004	富山県黒部市飯沢522	事務局長 岡島 茂	0765-57-0644	090-2030-2428
24	白山蕎麦倶楽部	会長 笹津 剛	920-2373	石川県白山市河合町ハ55-1		076-254-2503	090-2125-2247
25	信州蕎麦の会	代表 山川 豊	390-0304	長野県松本市大村595-1		0263-46-4885	090-2226-5280
26	木島平村名水火口そばの会	会長 内藤 克彦	389-2302	長野県下高井郡木島平村住郷3613-1口 (財)木島平村農業振興公社		0269-82-4410	
27	中日本メンズ(麵's)クラブ	会長 奥脇 郁夫	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-18-19 三井住友銀行ビル 中日本高速道路南 経営企画本部CS推進チーム	永井 勝幸	052-222-3582	
28	和そば打ち道場	会長 猪口 八洲彦	470-3233	愛知県知多郡美浜町奥田字大庭40-1		0569-87-0330	090-2921-0663
29	農業生産法人(株)かまくらや	代表取締役 田中 浩二	390-0852	長野県松本市島立454-1		0263-87-7101	090-3142-5773
30	福井そば打ち道場 味噌庵	会長 板津 明	918-8014	福井県福井市天堂中2-1-10	事務局長 板津 恵子	0776-34-0113	090-5685-0708
31	信州中野蕎麦文化普及会	会長 出澤 京子	389-2101	長野県中野市豊津2441-4		0269-38-2021	
32	いいだ二八会	代表 佐々木 隆彦	395-0822	長野県飯田市松尾寺前6918-3		0265-22-4999	090-4463-4739
33	三ツ峠そば打ち愛好会	代表 中村 常実	403-0022	山梨県南都留郡西桂町小沼226-3		0555-25-2836	090-1264-4227
34	ののいち蕎麦倶楽部	会長 岡田 有人	921-8833	石川県野々市市藤平144-5		076-248-1761	090-4328-7454
35	蕎麦道場 大瀬庵	代表 大瀬 渡	390-1131	長野県松本市今井5964-7			090-4066-8835
36	そば工房 赤松塾	代表 赤松年加津	916-0024	福井県鯖江市長泉寺町8-5-1		0263-59-2153	090-1317-5710
37	九頭龍工房たんぼそば道場	代表 須藤 晴夫	933-0239	富山県射水市東明西町3-5	松下 宏司	0766-86-0715	090-5687-4064
38	NPO法人 越前そば連合	理事長 安久 義二	918-8203	福井県福井市上北野2-20-25	五十嵐 久隆	0776-54-2618	090-3291-7964
39	蕎香庵	会長 加納 伸二	910-2163	福井県福井市栢泉町28-3-5	野田 晋三	0776-41-0971	090-7087-9809
40	金沢湯涌そばの会	会長 道下 昭夫	920-1154	石川県金沢市太陽が丘2-190		076-224-5892	090-7589-3741
41	信州 長和蕎麦会	会長 竜野 俊彦	386-0603	長野県小県郡長和町古町2908-1		0268-68-3016	090-1892-8576
42	そばくらぶ信濃二八会	代表 高橋 英俊	381-0082	長野県長野市上駒沢64-1		026-296-1476	090-2654-4870
43	信州蕎麦打ち研究会	会長 木曾 茂	385-0051	長野県佐久市中込2340-2	事務局長 神津 忠治		090-3585-5511
44	蕎麦工房 サガミ	代表 伊達 拓	490-1436	愛知県海部郡飛島村竹之郷6-167 (株)サガミフード		0567-55-0703	090-1481-1623
45	信州そば道場	代表 田中 崇喜	399-0004	長野県松本市市場7-7		0263-27-7576	090-4840-2264
46	石川蕎麦愛好会	代表 志村 邦夫	921-8106	石川県金沢市十一屋町5-3	副会長 武村 理	076-244-5088	080-3045-7494

西日本支部

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
1	いなべ市	市長 日沖 靖	511-0498	三重県いなべ市北勢町阿下喜31 いなべ市役所	市長 日沖 靖	0594-86-7832	
1	永沢寺そば道場	代表 和田 良三	669-1502	兵庫県三田市永沢寺76	堀田 美佐	079-566-0053	
2	NPO法人 泉北そば打ち普及の会	代表 脇家 武彦	590-0074	大阪府堺市堺区北花田口町3-2-13 綿利そば製粉内		072-298-4232	090-8168-8617
3	京阪奈蕎麦打倶楽部	代表 安永 孝	619-0232	京都府相楽郡精華町桜が丘4-10-11		0774-72-6051	090-8532-5060
4	七望流そば道場	代表 望月 興博	586-0092	大阪府河内長野市南貴望ヶ丘1-2-1 麵坊蕎麦博麵工房内		0721-54-6558	
5	宝塚 専心会	代表 小林 朗子	665-0868	兵庫県宝塚市中山荘園1-7		0797-86-8803	090-3487-9388
6	神戸手打ちそばの会	会長 片野 光詞	669-1547	兵庫県三田市富士が丘3-8-12		079-559-4518	090-3704-9578
7	堺そば打ち教室	代表 井野 榮二	593-8322	大阪府堺市西区津久野2-26-12		072-271-0634	090-3829-9270
8	播州そばの学校	主宰 山下 義宣	671-0232	兵庫県姫路市御国野町御着1070-7	事務局 福永 浩三	079-228-1786	080-1463-0421
9	大阪狭山手打ち そば会	代表 大塚 順弘	589-0023	大阪府大阪狭山市大野台4-28-13		072-366-8170	090-7762-4323
10	永沢寺そば打ち愛好会	代表 藤井 正	675-2345	兵庫県加西市西剣坂町583		0790-46-1345	090-1029-8688
11	なにわ天下茶屋そば打ち倶楽部	代表 降旗 拓也	558-0041	大阪府大阪市住吉区南住吉4-12-24		06-6606-0780	090-8216-3037
12	広島備後そばの会	代表 横山 哲美	729-3602	広島県神石郡神石高原町永野3087		0847-86-0034	090-7127-6418
13	いなそ生粉打ち体験道場	代表 林 みつ子	666-0224	兵庫県川辺郡猪名川町万善字竹添70-1		072-767-8600	
14	宝塚そば打ち同好会	代表 福田 治臣	665-0025	兵庫県宝塚市ゆずり葉台2-12-21		0797-73-8686	
15	ゆかいな麵々	代表 権代 直樹	671-0251	兵庫県姫路市花田町上原田131-7			090-6064-3550
16	茨木蕎麦打ち倶楽部	会長 東森 史朗	567-0881	大阪府茨木市上中条2-7-18		072-627-2230	090-8882-7190
17	平尾台手打ちそば倶楽部	代表 丸山 一政	800-0232	福岡県北九州市小倉南区朽網東4-13-10		093-472-3626	090-7397-0100
18	いなべ市蕎麦打ち同好会「雅」	会長 清水 隆徳	511-0211	三重県いなべ市員弁町松名新田15-7	事務局 伊町 裕一	0594-46-6060	090-1416-8429
19	関西みやこ蕎麦会	会長 前田 幸彦	600-8873	京都府京都市下京区西七條東久保町55-2 コスモイー梅小路公園マンション721			090-1916-0914
20	(株)豊稔企販	代表 光山 慎二	673-0452	兵庫県三木市別所町石野2-52		0794-83-6600	090-2102-4310
21	山口そば遊人会	代表 阿部 進	747-0056	山口県防府市古祖原20-15 三洋興産(株)内		0835-22-3344	090-3889-0519
22	下河内の里山を守る会	代表 橋本 三保	519-3205	三重県北牟婁郡紀北町長島1228	事務局 奥田 成子		090-5036-6525
23	はりまの国産道倶楽部	委員長 大野 和則	679-2414	兵庫県神崎郡神河町栗賀町528-1			090-4909-2414
24	岡山そばの会	会長 山本 健一	700-0026	岡山県岡山市北区奉還町4-19-1		086-254-7775	090-4897-2634
25	そば塾すゞか	会長 杉本 信之	510-0206	三重県鈴鹿市稲生こがね園4-1	事務局 清水 啓二	059-388-5346	090-1489-7971
26	備中そばりえの会	会長 山本 剛	719-2402	岡山県高梁市中井町西方2486		0866-28-2826	090-4699-4301
27	備後蕎友会	会長 栗田 雅博	720-0842	広島県福山市津之郷町加屋234-15		084-951-8091	080-2904-7485
28	多賀そば地域協議会	会長 尾谷 忠之	522-0341	滋賀県犬上郡多賀町多賀230-1 多賀町商工会	木下 博幸	0749-48-1811	090-3036-0675
29	みえきた手打ちそば同好会「蕎友会」	会長 坂口 正人	511-0431	三重県いなべ市北勢町別名582-1		0594-72-3105	090-1563-6141
30	広島そば打ち倶楽部	会長 前浜 静男	730-0852	広島県広島市中区猫屋町3-1-1404		082-292-5240	090-7776-3009
31	あかしそば愛好会	会長 辻 秀子	674-0072	兵庫県明石市魚住町長坂寺1179-3		078-947-5916	090-1148-7916
32	和泉蕎麦倶楽部	代表 高妻 俊作	651-1145	兵庫県神戸市北区惣山町4-16-6		078-594-6954	080-5363-6954
33	植田塾そば打ち倶楽部	代表 長谷川 勝	561-0801	大阪府豊中市曾根西町4-8-25 エルコート豊中曾根西町302		06-6841-1117	090-3038-9032
34	名塩そば打人	代表 荻野 智生	665-0845	兵庫県宝塚市栄町3-6-11-105	米原 進	0797-86-8920	080-2420-8823
35	きうち塾つちのこ会	代表 井上 孝博	578-0937	大阪府東大阪市花園本町1-8-2		072-964-1796	090-6324-1740
36	NPO法人フードラボ 蕎麦打ち部	代表 砂野 信	530-0016	大阪府大阪市北区中崎3-4-22 グレンパーク梅田北509		06-4802-4664	090-7760-6610
37	祇園蕎麦塾	代表 鳴戸 浩	615-0815	京都府京都市右京区西京極中沢町1-13 サンシティ2-804		075-325-5113	080-2444-6910
38	松阪そば打ち同好会	会長 浜口 幸男	515-0803	三重県松阪市町平尾町859-2		0598-51-9969	080-8259-4703
39	播磨蕎麦の会	会長 小林 美香	679-0103	兵庫県加西市別府町丙35-1		0790-47-1641	090-9059-8207
40	NPO法人備前三たて会	理事長 萩原 唯司	701-2503	岡山県赤磐市周匝1025-1	事務局 清水 紀子	086-954-0415	090-1014-0876
41	そば津うなかも 福朗会	代表 潤田 朋子	514-0028	三重県津市東丸之内14-7 マンション光洋 C-11			090-2772-3741
42	河内そば打ち会	会長 斎藤 晴美	586-0002	大阪府河内長野市市町380-2	事務局 綱本 琴	0721-26-9540	090-4280-5050
43	三重そば結の会	会長 松永 和義	511-0208	三重県いなべ市員弁町坂東新田94-11		0594-41-2550	080-1899-4190
44	関西蕎麦打ち研鑽会	会長 岩田 則夫	595-0024	大阪府泉大津市池浦町1-12-7-12	事務局長 田中 宏樹		090-3945-4411
45	西宮そば打ち同好会	会長 多田 貴子	659-0013	兵庫県芦屋市岩園町29-1		0797-20-0259	090-6962-5637
46	尾道そば道場	代表 篠原 美文	729-0141	広島県尾道市高須町甲4535		0848-47-4389	080-8243-0515
47	ニコニコそば打ち同好会	代表 中林 朋子	550-0025	大阪府大阪市西区九条南2-9-1-1105			090-1505-9182
48	山陽手打ち蕎麦の會	代表 土井 陽子	659-0026	兵庫県芦屋市西蔵町8-3-306	事務局長代行 直吉 巳佐男	0797-31-2506	090-5907-8212
49	淡海そば打ち倶楽部	代表 大沼 健太郎	520-0033	滋賀県大津市大門通2-19		077-510-1552	090-7499-2684
50	島本蕎麦打ち倶楽部	代表 大佛 喜富	618-0015	大阪府三島郡本町青葉2-5-14		075-961-1667	090-7551-9473
51	伊勢手打ちそばの会	代表 伊藤 道弘	516-0014	三重県伊勢市楠部町150-5		0596-22-4984	080-3647-0762
52	伊佐手打ちそば倶楽部	会長 時任 俊明	895-2813	鹿児島県伊佐市菱川南浦1042-17		0995-26-3292	090-9579-6411

53	そばうちらぶ わくわく	代表 米田 隆一	590-0983	大阪府堺市堺区山本町1-20-1-115			080-3868-6402
54	三原そばの会	会長 小野 勝	723-0065	広島県三原市西野2-18-18		0848-62-7462	090-2867-0531
55	六甲益田屋そば打ちの会	会長 原田 幸男	658-0073	兵庫県神戸市東灘区西岡本4-16-5		078-201-1587	090-9706-8178
56	Sobar (ソバル)	代表 西尾 賢二	655-0872	兵庫県神戸市垂水区塩谷町4-10-1			080-1320-9635

□地方公共団体賛助会員・一般企業賛助会員

全国

番号	賛助会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
1	塩尻市	市長 小口 利幸	339-0736	長野県塩尻市大門一番町12-2 えんぱーく内 商工観光係	塩原 武	0263-52-0280	
2	広島県 北広島町	町長 箕野 博司	731-1795	広島県山県郡北広島町戸谷1088-1 北広島町役場豊平支所 産業振興係	表崎 崇樹	050-5812-1124	
3	愛媛県 内子町	町長 稲本 隆壽	791-3351	愛媛県喜多郡内子町五百木187 内子東自治センター	館長 寶泉 武徳	0893-43-0136	090-7142-5054
1	マサモト販売	代表 脇田 漢	078-8234	北海道旭川市豊岡4条5-7-19		0166-73-4183	090-9522-1061
2	そば粉屋本舗	代表取締役 加藤 弘	074-0411	北海道雨竜郡幌加内町幌加内1299 (株)ほろかない		0165-36-2511	080-6097-0432
3	株式会社大熊商店	代表取締役 川田 晴一	003-0808	北海道札幌市白石区菊水八条3-11-23		011-821-2166	090-7653-8499
4	山加製粉株式会社	代表取締役 福沢 和恵	061-3241	北海道石狩市新港西1-771-3		0133-75-9811	090-6479-0798
5	(有)中村豊蔵商店	代表取締役 中村 要一	965-0003	福島県会津若松市一箕町八幡字坂下甲1402		0242-22-1554	090-1064-5011
6	(株)セキカワ	代表取締役 関川昌徳	959-1288	新潟県燕市燕3395-73		0256-62-5825	090-1692-6810
7	アベ食粉株式会社	代表取締役社長 阿部 弘二	963-8061	福島県郡山市富久山町福原字大師前6-9		024-939-6565	090-8253-3353
8	株式会社やまびこ	代表取締役 大飼 博	190-0033	東京都立川市一番町4-63-5	取締役工場長 稲越 恵司	042-560-8921	090-8773-8908
9	株式会社國光社	代表取締役 蟹江 達朗	457-0064	愛知県名古屋市中区星崎1-132-1 営業部	安井 干明	052-822-2658	090-2347-9045

一般社団法人全麺協 本部・支部事務局住所

一般社団法人 全麺協

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-4 麺業会館4階

TEL 03-3512-7112 FAX 03-3512-7113

E-mail zenmen.honbu@gmail.com

ホームページ <http://www.zenmenkyo.com>

事務局長 藤間 英雄 事務局次長 蒔 啓

事務局員 横田 節子 遠藤信子 太田礼子 土屋博一 萩原敏彦

北海道支部

〒073-0101 砂川市空知太東1条7丁目1-26

TEL 0125-53-3457 FAX 0125-53-2588

E-mail zenmen.hokkaido@gmail.com

事務局長 丸山 勝孝

東日本支部

〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町4-261-5

TEL 048-644-4466 FAX 048-885-7757

E-mail zenmen.higashi@gmail.com

事務局長 野島 靖夫

中日本支部

〒391-0011 長野県茅野市玉川9786-2

TEL 0266-79-5385 FAX なし

E-mail zenmen.naka@gmail.com

事務局長 田多井 俊夫

西日本支部

〒561-0801 大阪府豊中市曾根西町4-8-25 エルコート豊中曾根西町302号

TEL・FAX 06-6841-1117

E-mail zenmen.nishi@gmail.com

事務局長 長谷川 勝



一般社団法人 全麺協

【本部事務局】 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2丁目4番地 麺業会館4階

T e l 03-3512-7112 Eメール zenmen.honbu@gmail.com

【研修センター】 〒111-0035 東京都台東区西浅草2-8-10フジコービル5階

